

令和8年 経営事項審査申請の手引

（経営規模等評価申請及び総合評定値請求）

－ 本手引の対象 －

審査基準日が令和7年8月1日から令和8年7月31日までの者

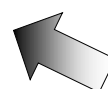


岡山県マスコット ももっち・うらっち

岡山県土木部監理課建設業班

岡山県 経営事項審査

検索



- 経営事項審査申請の書類作成を代行して、指定審査（現地審査）で、申請者本人に同伴される方は、行政書士証票、補助者証の提示をお願いします。

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が
官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、
法律で禁じられています。

岡山県・岡山県行政書士会

○ 一式工事の考え方について

一式工事は、他の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事ですが、複数の専門工事が有機的に組み合わされていたり、工事の規模や複雑性からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事であれば、元請工事だけでなく、下請工事であってもその内容が満たされているのならば施工が可能となる場合も考えられます。

ただし、一式工事は、大規模又は施工内容が複雑な工事と定義されていることから、あまりにも少額な工事については認められていません。

《 目 次 》

1	経営事項審査の概要	4
	(1) 審査基準日	5
	(2) 有効期間	5
	(3) 審査項目	6
2	岡山県知事許可業者に係る申請手続	7
	(1) 手続の流れ	7
	(2) 申請の期日等	8
3	申請書類及び提出先等	9
	(1) 申請書類一覧	9
	(2) 審査手数料	11
	(3) 申請書類の提出先、お問合せ先及び指定審査(現地審査)会場一覧	12
4	申請書類の記入要領	13
	○経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	13
	○工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	15
	・工事種類別完成工事高付表	19
	○その他の審査項目(社会性等)	20
	・その他の審査項目(社会性等)記入要領と留意点	21
	○技術職員名簿	31
	・技術職員名簿記入要領と留意点	32
	・実務経験要件の緩和について	35
	・実務経験証明書	36
	・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	37
	◇CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	38
	◇技能者名簿	39
	◇建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書	40
	・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について	42
	・措置実施工事の一覧(様式第6号の補足資料)記入例	43
	◇工事経歴書	44
	・工事経歴書記入要領と留意点	45
	・小規模公共工事に係る完成工事高確認書類	47
	◇保有建設機械一覧表	48
5	指定審査(現地審査)におけるその他確認事項	49
6	指定審査(現地審査)における持参書類一覧	50
7	参考資料	
	・建設業法による建設工事の業種区分一覧表	52
	・技術職員に係る有資格区分(コード表)	56
	・建設業の種類別指定学科(学卒者の実務経験年数確認用)	59
	・その他コード表	60
◎	必ずお読みください【よくある質問】	63

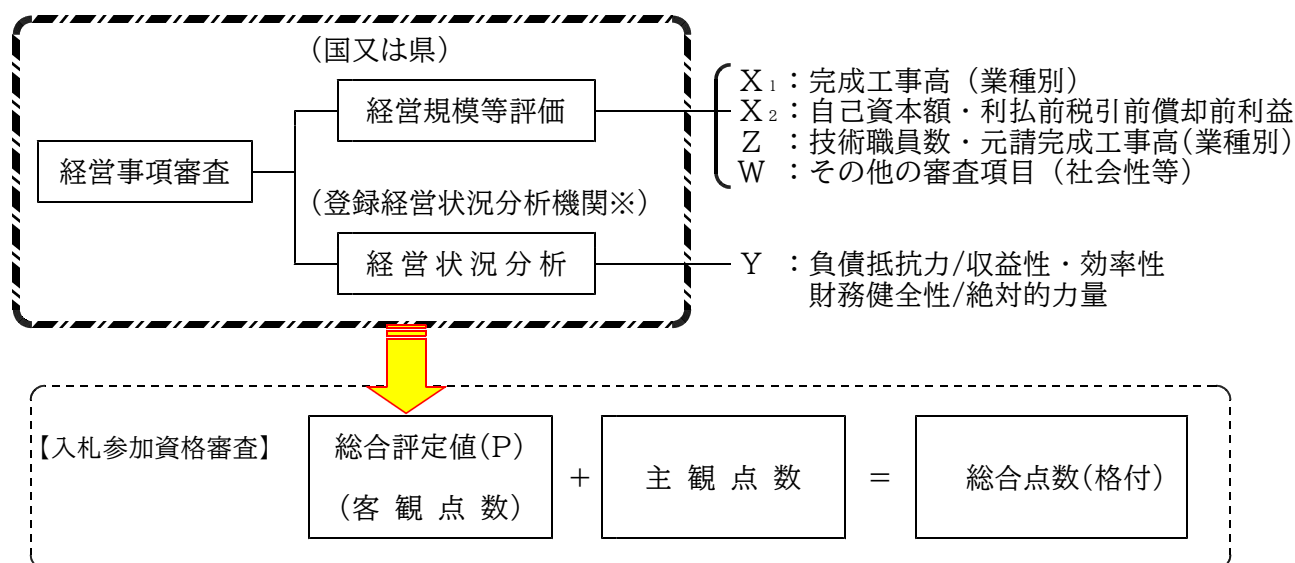
1 経営事項審査の概要

経営事項審査とは、建設業者の方が公共工事を直接請け負おうとする場合に受審が義務付けられている、建設業法に規定された審査制度です。

経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後4か月以内を目安に経営事項審査を受審する必要があります。

経営事項審査の総合評定値（P点）は、許可行政庁（国又は県）が審査を行った「経営規模等評価結果」と登録経営状況分析機関が審査を行った「経営状況分析結果」から算出されます。

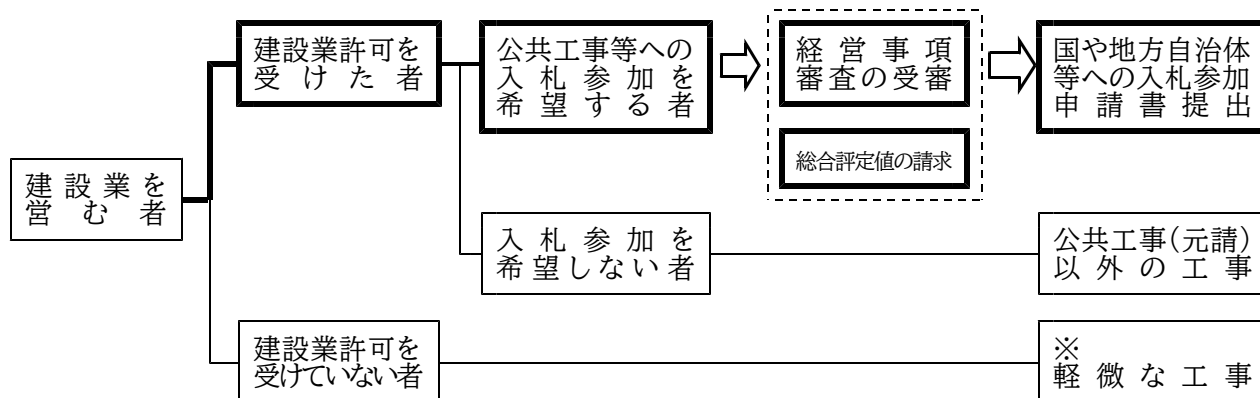
各行政庁（国・地方公共団体）における入札参加資格審査においては、この総合評定値（客観点数）に各行政庁が独自の基準で算出した主観点数を加減算し、入札参加資格の格付けが行われます。



※登録経営状況分析機関とは、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関です。

なお、経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役・罰金等の刑事罰に処せられるとともに、建設業の許可は取消しになります。（取消した後5年間許可を受けることはできません。）

<建設業者と経営事項審査の関係>



※軽微な工事：500万円に満たない工事、建築一式工事は1,500万円に満たない工事（金額は税込）又は延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事

(1) 審査基準日

原則として、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が審査基準日となります。

また、新規設立業者で決算期が到来していない場合には、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては会社設立の日が審査基準日となります。

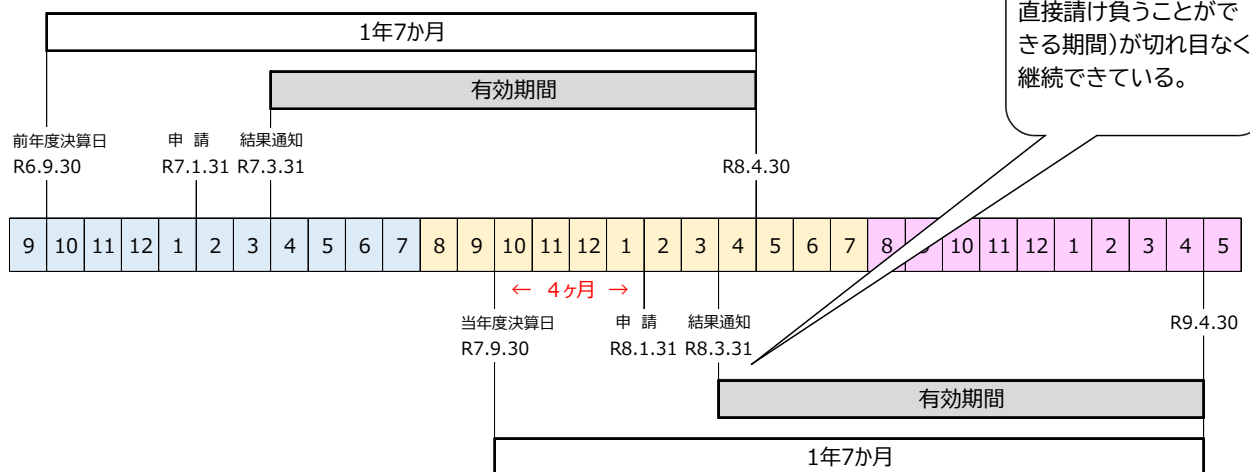
なお、特殊な事例（譲渡、合併、分割、相続）で経営事項審査を受審する場合は、事前に監理課建設業班までお問い合わせください。

(2) 有効期間

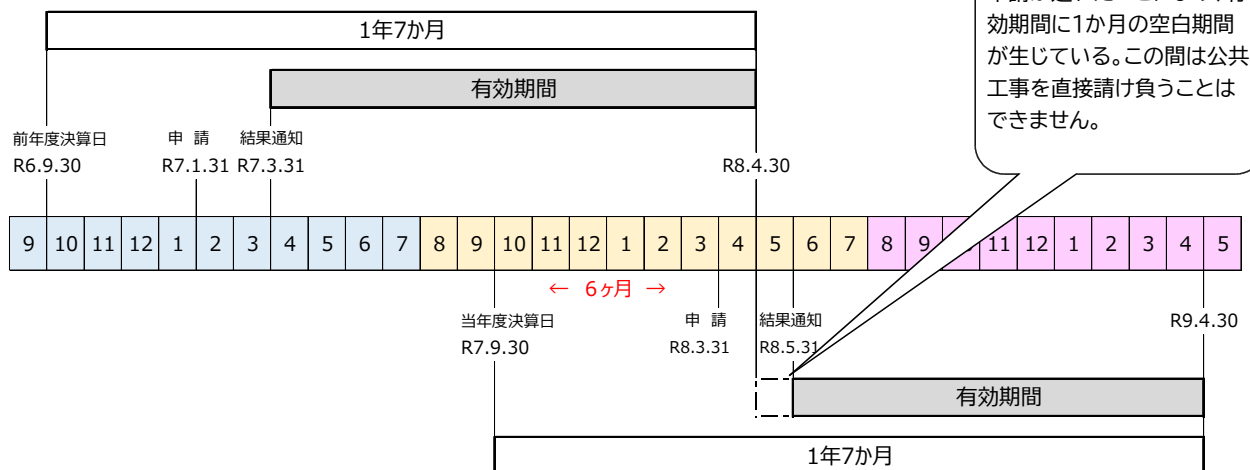
経営事項審査の有効期間は、経営事項審査結果通知の発行日から有効となり、その通知を受けた経営事項審査の審査基準日から1年7か月で満了となります。

申請の遅れにより結果通知書を受け取るのが遅れると、発注者から直接に公共工事を請け負うことができない期間が生じるので注意が必要です。

○有効期間が切れ目なく継続するケース(下表は決算後4か月で申請)



○申請が遅延したため、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース (下表は決算後6か月で申請)



(3) 審査項目

経営事項審査の項目は、①経営規模(X)、②経営状況(Y)、③技術力(Z)、④社会性等(W)から成っており、それぞれの評点を基に、下記の式により総合評定値(P)を算出します。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

総合評定値(P) 最高点:2,159点、最低点:6点

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウエイト	審査機関
①経営規模	(X ₁) ・工事種類別年間平均完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均)	<u>X₁の点数</u> 最高点 (1,000億円以上) 2,309 最低点 (1,000万円未満) 397	0.25	岡山県
	(X ₂) ・自己資本額(審査基準日現在の額又は直前2年の平均) ・利払前税引前償却前利益の額	<u>X₂の点数</u> 最高点 2,280 最低点 454	0.15	
②経営状況(Y)	・負債抵抗力 (純支払利息比率・負債回転期間) ・収益性・効率性 (総資本売上総利益率・売上高経常利益率) ・財務健全性 (自己資本対固定資産比率・自己資本比率) ・絶対的力量 (営業キャッシュフロー・利益剰余金)	<u>Yの点数</u> 最高点 1,595 最低点 0	0.20	登録経営状況分析機関
③技術力(Z)	・業種別技術職員数 (・1級国家資格者のうち監理技術者資格者証を有し監理技術者講習を受講……………6点 ・上記以外の1級国家資格者……………5点 ・監理技術者補佐……………4点 ・基幹技能者又はレベル4技能者……………3点 ・2級技術者(レベル3技能者含む)……………2点 ・その他の技術者……………1点) ・業種別元請完成工事高	<u>Zの点数</u> 最高点 2,441 最低点 456	0.25	岡山県
④その他の審査項目(社会性等)(W)	・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	<u>Wの点数</u> 最高点 2,073 最低点 △1,837	0.15	

2 岡山県知事許可業者に係る申請手続

経営事項審査のうち、経営状況分析は、(一財)建設業情報管理センター等の登録経営状況分析機関が行い、経営規模等の審査及び総合評定値の通知は、許可行政庁（岡山県）が行います。

(1) 手続の流れ

①【事業年度終了報告(変更届)】

「事業年度終了報告(変更届)」を事業年度終了後4か月以内に県監理課建設業班へ提出する(郵送又は持参)。その後、県監理課で受付印が押印された届出の副本を受領する。

- ・事業年度終了報告(変更届)の作成方法については、県監理課のホームページに掲載している「建設業許可の手引」を参照してください。

②【経営状況分析申請】

「経営状況分析申請書」を登録経営状況分析機関へ提出する。その後、「経営状況分析結果通知書」を受領する。

- ・登録経営状況分析機関一覧は本手引のP.62を参照してください。経営状況分析申請書の作成方法については各分析機関へ問い合わせてください。
- ・登録分析機関において財務諸表が修正された場合は、届け出済みの事業年度終了報告に添付している財務諸表も修正が必要です。指定審査(現地審査)までに事業年度終了報告の修正を完了しておいてください。

③【経営規模等評価申請及び総合評定値請求】

「経営規模等評価申請及び総合評定値請求書(経営事項審査申請書)」を県民局建設部管理課へ郵送又は持参により提出するか、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)により申請する。その後、指定審査(現地審査)の実施通知(ハガキ)を受領する。

- ・提出書類一覧は本手引のP.9~10を参照してください。
- ・申請内容について、指定審査の前に問い合わせをさせていただくことがありますので、提出書類の写しを手元に保管しておいてください。
- ・電子申請を希望される方は、県監理課ホームページから電子申請に関するページへアクセスしてください。

④【指定審査(現地審査)】

実施通知で指定された日時・会場において指定審査を受ける。審査には申請内容の確認書類を持参する。審査終了後、審査会場で受付印が押印された申請の副本を受領する。

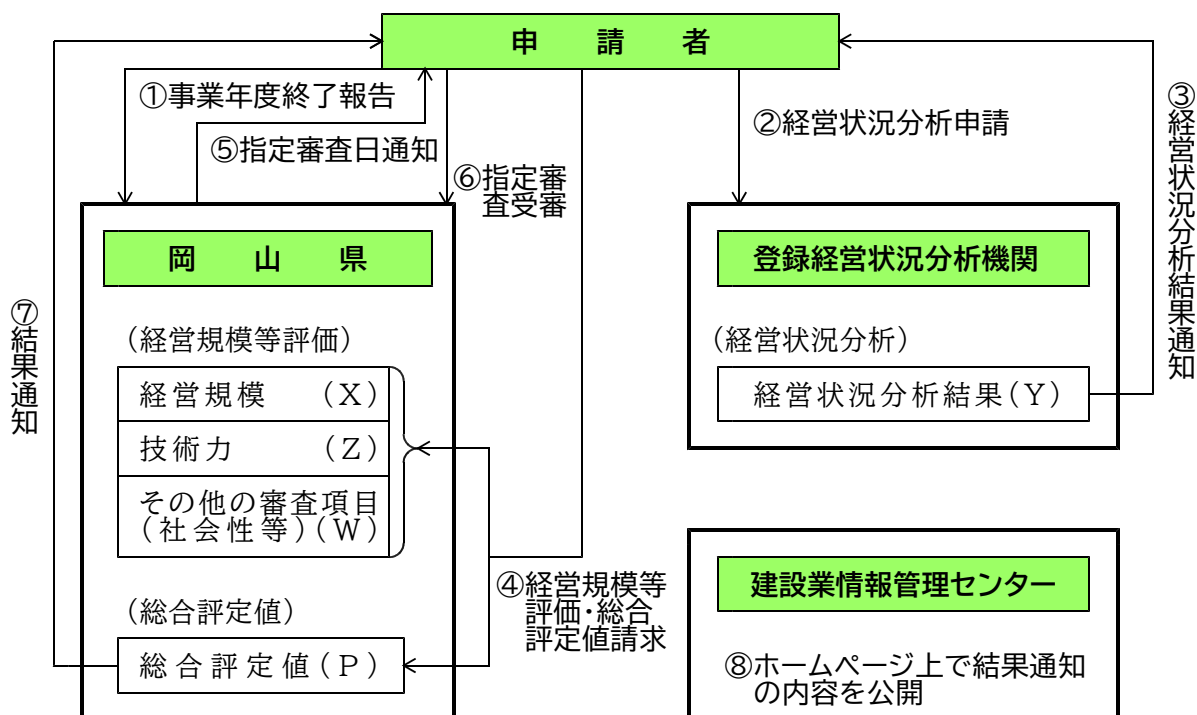
- ・持参書類一覧は本手引P.50~51及び実施通知の裏面を参照してください。
- ・審査会場は本手引P.12を参照してください。
- ・指定審査には、申請内容の説明ができる当該建設業者の方が出席してください。行政書士の方だけでは受審できません。

⑤【経営事項審査結果通知・審査結果の公表】

指定審査の3~4週間後に、経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果・総合評定値通知書)を郵送により受領する。また、結果通知日から約30日後、(一財)建設業情報管理センターのホームページにおいて結果通知書の内容が公表される。

- ・結果通知書の原本は、郵送以外の手段ではお渡しできません。届出済みの主たる営業所所在地へ、転送不可の郵便としてお送りします。
- ・結果通知書の受領後は、速やかに結果通知書と申請の内容に相違がないか確認してください。行政庁側の誤りが原因で相違がある場合は、結果通知日から30日以内の申立てに限り修正しますので、県監理課建設業班までご連絡ください。

○手続きの流れ



(2) 申請の期日等

経営事項審査の有効期間を切れ目なく継続させるためには、会社の決算日（審査基準日）から4か月以内に申請していただく必要があります。

○留意事項

ア 公共工事を直接請け負おうとする建設業者の方は、請け負おうとする建設工事について、請負契約締結日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている必要があります。公共工事の請負契約締結が可能な期間は、経営事項審査を受けた後、その経営事項審査の審査基準日（審査申請日の直前の事業年度終了の日）から1年7か月の間に限られます。

イ 審査基準日は、『経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日』となります。よって、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、その一期前の審査基準日では審査を受けることはできません。

(例) 審査基準日を令和7年8月31日として申請する場合

⇒ 令和8年8月31日までに申請が必要です。

令和8年9月1日以降の申請になると、申請日の直前の事業年度終了の日が令和8年8月31日となるため、令和7年8月31日を審査基準日とすることができません。

3 申請書類及び提出先等

申請書類の提出方法は、郵送、持参及び電子申請があります。

郵送又は持参の場合は、主たる営業所所在地を所管する県民局建設部管理課へ提出してください。

電子申請の場合は、県監理課ホームページから電子申請に関するページ（<https://www.pref.okayama.jp/page/816811.html>）へアクセス、参照の上、国土交通省ウェブサイトから建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）にログインしてください。

(1) 申請書類一覧

《作成方法（郵送又は持参により提出する場合）》 ・提出書類の様式は、いずれも県監理課のホームページでダウンロードができます。 ・下記①～⑥の順で書類を揃え、2セット（正本・副本）作成し、それぞれを黒ひもで綴じてください。 ・下記提出書類のほかに、添票（ダウンロード可）を1部作成し、申請書類2セットと併せて提出してください。 ※申請内容について、指定審査の前に問い合わせをさせていただくことがありますので、提出書類の写しを手元に保管しておいてください。 ・行政書士の方が代理申請を行う場合は、申請書類正本綴りに委任状及び申請者の印鑑証明書（証明日が申請書提出日から遡って3か月以内のもの）の原本を綴じ込んでください。
①申請書表紙（岡山県様式） ・表題が「令和8年経営事項審査提出書類」となっている表紙を使用のこと。
②経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 （建設業法施行規則別記様式第25号の14(20001帳票)） ・記入要領は本手引のP.13～を参照のこと。
③工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 （建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙一（20002帳票）） ・記入要領は本手引のP.15～を参照のこと。
④工事種類別完成工事高付表 （H20.1.31付 国総建第269号 経営事項審査の事務取扱いについて（通知）別記様式第1号） ・業種間積み上げを行う場合にのみ作成のこと。 ・記入要領は本手引のP.19を参照のこと。
⑤その他の審査項目（社会性等） （建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙三（20004帳票）） ・記入要領は本手引P.20～を参照のこと。
⑥技術職員名簿 （建設業法施行規則別記様式第25号の14 別紙二（20005帳票）） ・記入要領は本手引P.31～を参照のこと。 ※名簿記載の技術職員が多数(概ね15名以上)の場合は、指定審査時間の短縮を図るため、技術職員名簿に記載している者の「恒常的雇用及び常時雇用の確認書類（直近及びその前年の標準報酬決定通知書等）」、「資格を証明する書類」の写しを併せて提出願います。提出いただいた書類は指定審査当日に返却します。

⑦経営状況分析結果通知書 (登録経営状況分析機関発行のもの) ・ 正本には結果通知書の原本、副本には結果通知書の写しを添付のこと。
⑧審査手数料納付済証貼付書（岡山県様式） ・ 審査手数料及び納付方法は、本手引のP. 11を参照のこと。 ・ 申請者名を記入し、正本に添付のこと（副本への写しの添付は不要）。
⑨工事経歴書 (建設業法施行規則別記様式第2号) ・ 記入要領は本手引のP. 44～を参照のこと。
⑩「消費税及び地方消費税確定申告書（控え）」の写し ・ 電子申告を行った者については「税務署の受信通知」も併せて添付してください。
⑪保有建設機械一覧表 (岡山県建設機械様式1) ・ 「その他の審査項目（社会性等）」において、「建設機械の保有状況」に台数を計上している場合にのみ作成のこと。 ・ 記入要領は本手引のP. 48を参照のこと。
⑫CPD単位を取得した技術者名簿（技術職員名簿に記載のある者を除く。） (様式第4号) ・ 該当がある場合のみ提出のこと。
⑬技能者名簿 (様式第5号) ・ 該当がある場合のみ提出のこと。
⑭建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が取得したCPD単位数（審査基準日以前1年間）を証する書面等（写し） ・ 該当がある場合のみ提出のこと。 ※⑥⑫でCPD単位取得者がいる場合は、事前に写しを提出してください。
⑮能力評価（レベル判定）結果通知書（写し） ・ 該当がある場合のみ提出のこと。 ※⑬でレベル向上者がいる場合は、事前に写しを提出してください。
⑯申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿（写し） ・ 該当がある場合のみ提出のこと。 ※⑬でレベル向上者がいる場合は、事前に写しを提出してください。
⑰建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 (様式第6号) ・ 該当がある場合のみ提出のこと。（本手引きのP. 40～42を参照）
⑱措置工事実施の一覧（様式第6号の補足資料） ・ ⑰の提出がある場合のみ提出のこと。（本手引きのP. 43を参照）

(2) 審査手数料

県監理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>) に掲載されている申請業種数に対応した「岡山県手数料等(P0S)納付連絡票」を印刷の上、収納専用窓口(P0Sレジ設置場所)に持参して納付してください。

納付後に受け取った納付済証(シールラベル)を「審査手数料納付済証貼付書」に貼付し、申請書類を提出してください。

なお、電子申請の場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)から金融機関のネットバンキングを利用したPay-easy支払いとなります。

○手数料早見表

業種数	手数料 (円)	内 訳		業種数	手数料 (円)	内 訳	
		経営規模等評価	総合評定値			経営規模等評価	総合評定値
1	11,000	10,400	600	16	48,500	44,900	3,600
2	13,500	12,700	800	17	51,000	47,200	3,800
3	16,000	15,000	1,000	18	53,500	49,500	4,000
4	18,500	17,300	1,200	19	56,000	51,800	4,200
5	21,000	19,600	1,400	20	58,500	54,100	4,400
6	23,500	21,900	1,600	21	61,000	56,400	4,600
7	26,000	24,200	1,800	22	63,500	58,700	4,800
8	28,500	26,500	2,000	23	66,000	61,000	5,000
9	31,000	28,800	2,200	24	68,500	63,300	5,200
10	33,500	31,100	2,400	25	71,000	65,600	5,400
11	36,000	33,400	2,600	26	73,500	67,900	5,600
12	38,500	35,700	2,800	27	76,000	70,200	5,800
13	41,000	38,000	3,000	28	78,500	72,500	6,000
14	43,500	40,300	3,200	29	81,000	74,800	6,200
15	46,000	42,600	3,400				

(3) 申請書類の提出先、お問合せ先及び指定審査（現地審査）会場一覧

申請書類は、提出後に訂正することのないよう、十分に確認した上で提出してください。やむを得ず工事経歴書等の訂正が必要になった場合は、指定審査の前日までに所管の県民局まで訂正後の書類を提出してください。

なお、指定審査日の希望は受け付けておりません。指定された日に受審できるよう、必要な書類を整えた上で申請書類を提出してください。

市町村名	申請書類提出先	指定審査会場	指定審査会場コード
岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前県民局建設部管理課 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 電話 086-233-9958 Fax 086-223-1582	岡山建設会館4階会議室 岡山市北区平和町5-10 電話 086-225-4131 Fax 086-225-5388	01
備前市、赤磐市、和気町		備前県民局東備地域事務所 和気郡和気町和気487-2 電話 0869-92-5170 Fax 0869-93-0228	04
倉敷市、総社市、早島町	備中県民局建設部管理課 〒710-8530 倉敷市羽島1083 電話 086-434-7038 Fax 086-426-6064	備中県民局 倉敷市羽島1083 電話 086-434-7038 Fax 086-426-6064	05
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町		備中県民局井笠地域事務所 笠岡市六番町2-5 電話 0865-69-1634 Fax 0865-63-7454	06
高梁市		備中県民局高梁地域事務所 高梁市落合町近似286-1 電話 0866-21-2854 Fax 0866-22-9851	07
新見市		備中県民局新見地域事務所 新見市高尾2400 電話 0867-72-9170 Fax 0867-72-8294	08
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作県民局建設部管理課 〒708-8506 津山市山下53 電話 0868-23-1437 Fax 0868-22-7032	美作県民局 津山市山下53 電話 0868-23-1437 Fax 0868-22-7032	10
真庭市、新庄村		美作県民局真庭地域事務所 真庭市勝山591 電話 0867-44-7568 Fax 0867-44-5114	09
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村		美作県民局勝英地域事務所 美作市入田291-2 電話 0868-73-4061 Fax 0868-72-6328	11

岡山県土木部監理課建設業班	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7463 Fax 086-224-2217
----------------------	---

※特殊な事例（譲渡、合併、分割、相続）で経営事項審査を受審する場合は、事前に監理課建設業班までお問い合わせください。

4 申請書類の記入要領

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

(用紙A4)

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 8 年 4 月 30 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す。

ゴム印可

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しない。

岡山市北区内山下2-4-6
(株)ニッポン建設
代表取締役 岡山 庁次郎

一地方整備局長
北海道開発局長
岡山県 知事 殿

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		
申請時番号	02	大臣コード 33 国土交通大臣 岡山県 知事 許可(一般-04) 第 001234 号		
許可年月日		平成 令和 年 月 日		
前回の申請時番号	03	大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般-) 第 号		
審査基準日	04	令和 08 年 01 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 2.個人		
商号又は名称のフリガナ	08	ニッポンケンセツ		
商号又は名称	09	(株)ニッポン建設		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	オカヤマ チョウジロウ		
代表者又は個人の氏名	11	岡山 庁次郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	33101		
主たる営業所の所在地	13	内山下2-4-6		
郵便番号	14	700-8570		
電話番号	15	086-226-7111		
許可を受けている建設業	15	22 2 1 22 11 21		
経営規模等評価対象建設業	16	99 9 9 9 9 9 9 9		

有効な許可日が複数ある場合は、最も古い許可日を記入する。

「33」を記入する。

審査申請日の、直前の事業年度終了日を記入する。
(合併時経審等の特殊な場合を除く。)

「経営規模等評価申請及び総合評定値請求」の場合(通常の場合)は、「1」を記入する。(本手引のP.60参照)

12か月決算の場合(通常の場合)は、左側のカラムに「00」を記入し、右側のカラムは空欄にする。(本手引のP.60参照)

法人マイナンバー13桁を記入する。

法人の場合は、経営状況分析結果通知書の資本金額を記入する。個人事業主は記入しない。

濁点・半濁音を表す文字は、1カラムに収める。法人格の略称は本手引のP.61参照

姓と名の間は1カラム空ける。

項番12は、本手引のP.61の市区町村コード表を参照して記入する。
項番13は、項番12の市区町村に続く、町名・番地等を記入する。

「丁目」「番」「号」は用いず、ハイフンを用いる。
○: 2-4-6 ×: 2丁目4番6号

局番間をハイフンで区切る。

審査を受けようとする業種のカラムに「9」を記入する。

審査基準日時点の許可業種ではなく、審査申請日時点の許可業種を記入する。

申請者において「基準決算」か「2期平均」かを選択し、記入する。

「2期平均」を選択した場合にのみ、この表に記入する。
経営状況分析結果通知書の自己資本額を記入する。
マイナスは「－」と表記し、「△」表記しない。

項番

17

3

5

10

13

2

1. 基準決算

2. 2期平均

自己資本額

(千円)

基準決算を選択した場合、経営状況分析結果通知書の自己資本額を記入する。
2期平均を選択した場合、右表の平均額を千円未満の端数を切り捨てて記入する。
(例1) 5, 074. 5千円 → 5, 074千円 (例2) -4, 355. 5千円 → -4, 355千円

基準決算	-489	(千円)
直前の 審査基準日	10638	(千円)

18

3

5

10

635

利益額 (2期平均)

(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)

= 営業利益+減価償却実施額

右表の4項目の金額を合計し、2で除した額を千円未満の端数を切り捨てて記入する。
(例1) 635. 5千円 → 635千円
(例2) -328. 5千円 → -328千円

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益	-289 (千円)
減価償却実施額	389 (千円)
営業利益	1055 (千円)
減価償却実施額	116 (千円)

19

3

5

7

技術職員数

(人)

技術職員名簿の職員数と一致させる。

経営状況分析結果通知書の参考値欄の金額を記入する。(決算期変更の場合は前審査対象事業年度の金額について別途積算が必要であり、分析結果通知書の参考値欄の金額は使用できません。)

20

3

5

000001

登録経営状況
分析機関番号

経営状況分析を受けた機関の名称
(一財)建設業情報管理センター

経営状況分析を依頼した登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、空位となるカラムには「0」を記入する。登録番号については、本手引のP.62を参照

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第号	令和年月日
再審査を求め る 事 項	再審査を求め る 理 由

再審査申立ての場合に記入する。

連絡先

所属等

総務課

氏名

総務 太郎

電話番号

086-226-7463

ファックス番号

086-224-2217

本申請に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を記入する。
(申請事務代行者の連絡先でも可)

通常決算(12か月決算)の場合

(用紙A 4)

20002

(1枚目)

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 (株) ニッポン建設

申請者において「2年平均」か「3年平均」かを選択して記入する。

審査を申請した業種について、次頁の業種コード表を参照し、業種コード順に「業種コード」と「工事の種類」を記入する。

項番	3	1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自05年02月 至07年01月 同一年月を記入する。										審査対象事業年度 自07年02月 至08年01月 計算基準の区分 2 (1. 2年平均) 2. 3年平均												
業種コード	3	2	0	1	0	完成工事高(千円) 00000010502										元請完成工事高(千円) 0000007853									
工事の種類	土木一式 工事					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 9,905 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 11,100					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 7,707 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,000					完成工事高(千円) 00000010202					元請完成工事高(千円) 0000009881				
工事の種類	プレストレスト コンクリート 構造物 工事					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					完成工事高(千円) 00000000000					元請完成工事高(千円) 00000000000				
工事の種類	建築一式 工事					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 11,200 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 10,500					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 5,805					完成工事高(千円) 00000010705					元請完成工事高(千円) 0000006530				
工事の種類	とび・土工・ コンクリート 工事					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,610					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 5,000					完成工事高(千円) 00000012500					元請完成工事高(千円) 00000011000				
工事の種類	その他					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					完成工事高(千円) 00000000000					元請完成工事高(千円) 00000000000				
工事の種類	合計					完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					完成工事高(千円) 00000000000					元請完成工事高(千円) 00000000000				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

該当に○を付ける。

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2枚目以降は記入不要

申請者 (株) ニッポン建設

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月										審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月 計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)									
業種コード 32051	完成工事高(千円) 2750					元請完成工事高(千円) 1600					完成工事高(千円) 5600					元請完成工事高(千円) 4400				
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,500					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,200														
業種コード 32140	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0														
工事の種類 しゅんせつ 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
業種コード 32230	完成工事高(千円) 0					元請完成工事高(千円) 0														
工事の種類 造 園 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度														
業種コード 32260	完成工事高(千円) 1800					元請完成工事高(千円) 1800					完成工事高(千円) 1280					元請完成工事高(千円) 1280				
工事の種類 水道施設 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,600					元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,600														
業種コード 33 その他	完成工事高(千円) 5517					元請完成工事高(千円) 3201					完成工事高(千円) 5845					元請完成工事高(千円) 3300				
工事の種類 その他 工事	「その他工事」欄に計上する完成工事 ・経審を受ける業種で、請負契約書等の提示ができない完成工事高 ・経審を受けない業種の完成工事高(今回は受審した業種で、今回は受審しない場合、前回の完工高は前年の「その他工事」に計上) ・経審を受ける業種の工事経歴書を作成した際に千円未満を切り捨てたために生じた、本来の合計額との差額 ・とび・土工・コンクリート工事から土木一式工事へ業種間積み上げをしている場合に、仮設(足場)工事であるため業種間積み上げができなかった完成工事高 ※兼業事業の売上高は、「その他工事」に計上できません。誤って計上していた場合は、許可の変更届(事業年度終了報告)及び経営状況分析のやり直しが必要になりますので、ご注意ください。																			
業種コード 34 合計	完成工事高(千円) 35474					元請完成工事高(千円) 23506					完成工事高(千円) 40532					元請完成工事高(千円) 31991				
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										(1. 有 (2. 無))										

合計は、それぞれのカラムに記入した金額を単純に足し算する。内訳業種のプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の完成工事高は、重複するため合計に含めない。

建設業許可申請変更届(事業年度終了報告)の損益計算書の完成工事高と一致させる。

建設業許可申請変更届(事業年度終了報告)の直前3年の各事業年度における工事施工金額の元請金額(公共+民間)と一致させる。

決算期変更を行っている場合
(下記例は3年平均で、決算期を12月から9月に変更した場合の例)

(用紙A 4)
20002

(1枚目) 工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

記入例は3年平均なので、前審査対象事業年度と前々審査対象年度と合わせて24か月になるよう審査対象事業年度から逆算して記入する。(2年平均の場合は前審査対象事業年度が12か月となるよう記入する。)

申請

審査対象事業年度が12か月になるよう審査基準日が属する月から逆算して記入する。

審査基準日が属する月を記入する。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

項番 3 1

自 0 4 年 1 0 月 至 0 6 年 0 9 月

前審査対象事業年度	06年1月～06年12月
前々審査対象事業年度	05年1月～05年12月
前々々審査対象事業年度	04年1月～04年12月
前々々々審査対象事業年度	年 月～ 年 月

審査対象事業年度 計算基準の区分

自 0 6 年 1 0 月 至 0 7 年 0 9 月 2 (1. 2年平均)
2. 3年平均)

審査対象事業年度	07年1月～07年9月	9か月決算
前審査対象事業年度	06年1月～06年12月	
前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月	

決算期変更等を行った実際の事業年度の期間を記入する。

業種コード	3 2 0 1 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	土木一式 工事	23,500	11,750
工事の種類	プレストレストコンクリート 工事		
工事の種類	その他		
合計		79,911	68,161

完成工事高計算表

前審査対象事業年度	24,000-6,000=18,000千円
前々審査対象事業年度	20,000千円
前々々審査対象事業年度	36,000×3/12=9,000千円

元請完成工事高計算表

前審査対象事業年度	12,000-3,000=9,000千円
前々審査対象事業年度	10,000千円
前々々審査対象事業年度	18,000×3/12=4,500千円

記入例は3年平均なので、「完成工事高計算表」中の前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度、前々々審査対象事業年度の合算が、24か月分になるよう完成工事高を計算し、その各年度の工事高の合計額を2で除した金額(千円未満切り捨て)をカラムに記入する。(2年平均の場合は、12か月分となるよう完成工事高を計算し、工事高の合計額をカラムに記入する。)

(記入例)

- 前審査対象年度は、審査対象事業年度の計算に3か月分を算入しているので、未算入分を9か月分の工事高として記入する。
- 前々審査対象事業年度は、前回の経審で承認された工事高(12か月分)をそのまま記入する。
- 前々々審査対象年度は、前々回の経審で承認された工事高(12か月分)を按分(千円未満切り捨て)して3か月分の工事高を記入する。(前々回の経審の副本の提示が必要)

業種コード	3 2 0 1 0	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
工事の種類	土木一式 工事	21,000	13,000
工事の種類	プレストレストコンクリート 工事		
工事の種類	その他		
合計		70,837	62,837

完成工事高計算表

審査対象事業年度	9か月分 15,000千円
前審査対象事業年度	24,000×3/12=6,000千円

元請完成工事高計算表

審査対象事業年度	9か月分 10,000千円
前審査対象事業年度	12,000×3/12=3,000千円

「完成工事高計算表」中の審査対象事業年度と前審査対象事業年度とを合算して、12か月分となるよう完成工事高を計算し、その合計額をカラムに記入する。

(記入例)

- 審査対象年度は、9か月分の工事高になるので、そのまま記入する。(別途、9か月分の工事経歴書の作成が必要)
- 前審査対象年度は、前回の経審で承認された工事高(12か月分)を按分(千円未満切り捨て)して3か月分の工事高を記入する。

新規開業の場合

【例1】令和7年9月に法人を設立し、最初の決算は未到来で、法人設立時を審査基準日とする場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月										法人設立月又は開業月(個人事業主の場合)を記入する。										審査対象事業年度 自 07年09月 至 00年00月										計算基準の区分 1 (1. 2年平均 2. 3年平均)									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										「0」を記入する。																													
業種コード 32010	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																													

【例2】令和7年9月に法人を設立し、最初の決算(令和7年12月)を審査基準日とする場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月										法人設立月又は開業月(個人事業主の場合)を記入する。										審査対象事業年度 自 07年09月 至 07年12月										計算基準の区分 1 (1. 2年平均 2. 3年平均)									
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										「0」を記入する。										到来した最初の決算月を記入する。																			
業種コード 32010	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度(12か月間)の始期を記入する。										到来した2回目の決算月を記入する。									

【例3】令和6年9月に法人を設立し、2回目の決算(令和7年12月)を審査基準日とする場合

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 06年09月 至 06年12月										審査対象事業年度 自 07年01月 至 07年12月										計算基準の区分 1 (1. 2年平均 2. 3年平均)																			
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度(12か月間)の始期を記入する。										到来した2回目の決算月を記入する。									
業種コード 32010	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度										審査対象事業年度(12か月間)の完成工事高を記入する。										審査対象事業年度(12か月間)の完成工事高を記入する。									

《 工事種類別完成工事高付表 》

審査対象建設業が土木工事業（土木一式工事）又は建築工事業（建築一式工事）の場合、下表の専門工事（許可を受けている業種に限る。）の完成工事高を一式工事業の完成工事高に含めること（以下「業種間積み上げ」という。）ができます。

この取扱いにより完成工事高を算出する場合にのみ、工事種類別完成工事高付表を作成してください。

1 業種間積み上げができる専門工事

項 目	業種間積み上げができる専門工事
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事（仮設（足場）工事に係る工事を除く。）、石工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事
建築一式工事	大工工事、屋根工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事

2 業種間積み上げを行った専門工事については、その申請年度において経営事項審査の対象業種にはできません。次年度の申請において一式工事に含めないこととした場合には、対象業種として申請が可能となります。

3 業種間積み上げを行った専門工事については、審査対象事業年度だけでなく、前審査対象事業年度（3年平均の場合は前々審査対象事業年度）においても一式工事に含めることとして本付表を作成します。

4 業種間積み上げを行った専門工事についても工事経歴書は業種ごとに別葉で作成します。

なお、とび・土工・コンクリート工事における仮設（足場）工事は一式工事に含めることはできませんが、工事経歴書には記入が必要です。記入の際には、判別しやすいよう工事名の末尾に（仮設）と追記してください。 記入例：岡山小学校外壁補修工事（仮設）

<記入例（2年平均の場合）>

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高 付 表

審 査 対 象 建 設 業		左に含める完成工事高	
(審査対象事業年度) 土木一式工事業	87,000千円	・土木一式工事	30,000千円
	うち元請	うち元請	15,000千円
		・とび・土工・ コンクリート工事	54,000千円
		(仮設工事2件 10,000千円除く。)	
(前審査対象事業年度)	50,000千円	うち元請	46,000千円
	うち元請	うち元請	2,000千円
		(仮設工事1件 5,000千円除く。)	
		・石工事	3,000千円
(審査対象事業年度)	87,000千円	うち元請	1,000千円
	うち元請	うち元請	
		・土木一式工事	45,000千円
		うち元請	25,000千円
(前審査対象事業年度)	50,000千円	・とび・土工・ コンクリート工事	5,000千円
	うち元請	(仮設工事なし)	
		うち元請	2,000千円
		・石工事	0千円
(審査対象事業年度)	87,000千円	うち元請	0千円
	うち元請	うち元請	
		・土木一式工事	30,000千円
		うち元請	15,000千円
(前審査対象事業年度)	50,000千円	・とび・土工・ コンクリート工事	54,000千円
	うち元請	(仮設工事2件 10,000千円除く。)	
		うち元請	46,000千円
		(仮設工事1件 5,000千円除く。)	
(前審査対象事業年度)	50,000千円	うち元請	2,000千円
	うち元請	うち元請	
		・石工事	3,000千円
		うち元請	1,000千円

その他の審査項目（社会性等）

(用紙A 4)
20004

社会保険等未加入の場合(※)、保険加入に至るまで、国・県から加入指導が実施されます。
※これらの項目が「2. 無」となる場合

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無

項番
411

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

健康保険加入の有無

421

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

厚生年金保険加入の有無

431

[1. 有、2. 無、3. 適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無

441

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

451

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

461

[1. 有、2. 無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

471

[1. 該当、2. 非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保

481

[1. 該当、2. 非該当]

CPD単位取得数

49

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
7 (人)	2 (人)	28.5 (%)

技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿に記載したCPD単位取得数の合計を記入する。

49

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	14.2 (%)

技能レベル向上者数

50

技術者数

技術者数

技能者名簿「技能者数」欄に○印が記載されている者の数を記入する。

技能者名簿「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

51

[1. えるぼし認定(1段階目)、2. えるぼし認定(2段階目)、3. えるぼし認定(3段階目)、4. ブラチナえるぼし認定、5. 非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

52

[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. ブラチナくるみん認定、4. 非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

53

[1. ユースエール認定、2. 非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

54

[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]

35歳未満の若年技術職員数(B)を技術職員数(A)で除した値が0.15(15%)以上である場合「1」を記入する。

技術職員名簿の「新規技術者」欄に○がある者のうち35歳未満の者の数と一致する。

小数点第2位以下、端数切り捨てて記入する。

審査対象年内に新規に技術職員となった35歳未満の若年技術職員数(C)を技術職員数(A)で除した値が0.01(1%)以上である場合「1」を記入

技能者名簿「技能者数」欄に○印が記載されている者の数を記入する。

技能者名簿「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入する。

技術職員名簿及びCPD単位を取得した技術者名簿に記載されている人数の合計を記入する。

技能者名簿に記載されている人数を記入する。

取得している認定のうち、最も配点が高いものだけが評価対象となる。
項番51: 1. えるぼし(1段階目)【2点加点】
項番52: 1. くるみん 【3点加点】 → 加点対象

建設業の営業継続の状況

営業年数

55

(年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和35年4月10日	年 月 日	昭和55年4月個人から株式会社に組織変更

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

56

[1. 有、2. 無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

57

[1. 有、2. 無]

許可(登録)を受けた日から審査基準日までの年数を記入する。(休業等の期間は控除し、1年未満は切り捨てる。)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

58

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

59

[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

60

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

61

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

62

(人)

審査基準日における次の合計を記入する。
①2級登録経理試験に合格した者で、合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者
②2級登録経理講習を受講した者で、受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)

63

(千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
0 (千円)	0 (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

64

(台)

最大15台まで。

項番60「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ2期平均の額を記入し、それ以外は「0」を記入する。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

65

[1. 有、2. 無]

ISO9001の登録の有無

66

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

67

[1. 有、2. 無]

《 その他の審査項目(社会性等) 記入要領と留意点 》

1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
雇用保険加入の有無 〔項番４１〕	審査基準日における保険加入状況を記入します。 保険加入義務があるにもかかわらず未加入の場合に「２．無」となり減点となります。 加入義務がない場合は「３．適用除外」となり減点はありません。 (注) 未加入の場合は、加入に至るまで指導を行います。 指導後にも保険未加入の場合は、社会保険担当部局へ通報します。	下記①～③のいずれかの書類の 提示 ①「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」(原本) ②「雇用保険被保険者証」(写し) ③「事業所別被保険者台帳(職業安定所の受付印があるもの)」(原本) (注) 技術職員の保険加入状況を確認します。技術職員に加入義務者がいない場合は、その他の従業員の加入状況を確認します。
健康保険加入の有無 〔項番４２〕	審査基準日における保険加入状況を記入します。 保険加入義務があるにもかかわらず未加入の場合に「２．無」となり減点となります。 加入義務がない場合は「３．適用除外」となり減点はありません。 なお、「岡山県建設国民健康保険組合」、「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険組合(建設国保等)に加入している場合は、項番４２において「３．適用除外」となります。 (注) 未加入の場合は、加入に至るまで指導を行います。 指導後にも保険未加入の場合は、社会保険担当部局へ通報します。	下記①～③の全ての書類の 提示 ①直近の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(原本)及びその前年の同通知書(原本) ②審査対象事業年度内に通知のあった「資格取得確認通知書」(原本)及び「資格喪失確認通知書」(原本) ③建設国保等に加入している場合は「建設国保加入証明書」(原本) (注) 技術職員の保険加入状況を確認します。技術職員に加入義務者がいない場合は、その他の従業員の加入状況を確認します。
厚生年金保険加入の有無 〔項番４３〕		
建設業退職金共済制度加入の有無 〔項番４４〕	審査基準日における制度加入状況を記入します。 勤労者退職金共済機構との間で建設業退職金共済契約(建退共)を締結しており、かつ審査対象事業年度内に共済事業の履行が認められる場合に「１．有」となり加点となります。	審査基準日における制度加入が確認できる「建設業退職金共済制度加入・履行証明書経営事項審査申請用」(原本)の 提示 (注) 履行状況が劣っている場合は、証明書が発行されず加点になりません。 また、証明書発行日は審査基準日以降であることが必要です。
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 〔項番４５〕	審査基準日における制度導入状況を記入します。 下記(１)～(６)のいずれかひとつに該当すれば「１．有」となり加点となります。 ----- (１) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。	下記のうち該当のものを 提示 (２件以上の提示があっても重複して加点はされません。) ----- (１) 審査基準日における退職金制度導入が確認できる「労働協約」(原本)又は「就業規則」(原本)の 提示 (注) 就業規則については、退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項の定めがあることを確認

		します。 また、常時10人以上の労働者を使用している場合は、就業規則に労働基準監督署の受付印があることを確認します。
	(2) 勤労者退職金共済機構との間で中小企業退職金共済契約(中退共)が締結されていること。	(2) 「中小企業退職金共済制度加入証明書」(原本)の提示 (注) 証明書発行日は審査基準日以降である必要があります。
	(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約(特退共)が締結されていること。	(3) 「特定退職金共済組合加入証明書」(原本)の提示 (注) 証明書発行日は審査基準日以降である必要があります。
	(4) 厚生年金基金が設立されていること。	(4) 「厚生年金基金加入証明書」(原本)の提示 (注) 証明書発行日は審査基準日以降である必要があります。
	(5) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。	(5) 確定給付企業年金のうち基金型企業年金の場合は「企業年金基金の発行する加入証明書」(原本)の提示 確定給付企業年金のうち規約型企業年金の場合は「資産管理運用機関の発行する加入証明書」(原本)の提示 (注) 証明書発行日は審査基準日以降である必要があります。
	(6) 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。	(6) 「確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書」(原本)の提示 (注) 証明書発行日は審査基準日以降である必要があります。
法定外労働災害補償制度加入の有無 〔項番46〕	審査基準日における制度導入状況を記入します。 労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基となった労働災害について下記①～③の全ての条件を満たす補償契約を締結している場合に「1.有」となり加点となります。 なお、工事現場単位で加入する補償契約や記名式の補償契約は加点対象になりません。 ①業務災害及び通勤災害(出勤及び退勤中の災害)を対象とすること。 ②申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人(数次の請負による場合にあつては全ての下請負人)の直接の使用関係にある職員をも対象とすること。 ③死亡に至った災害及び労働者災害	(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であつて同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で締結した補償保険契約の加入証明書、保険証券、保険契約書等(いずれも原本)の提示 (注) 証明書類に、左記①～③の項目がすべて記載されていることを確認します。 なお、証明書の場合は、発行日が<u>審査基準日以降のものであることが必要</u>です。

	補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る補償給付の基因となった災害を対象とすること。																																																									
若年技術職員の継続的な育成及び確保 〔項番47〕	審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合に「1.該当」となり加点となります。	標準報酬決定通知書（原本）の 提示 により生年月日を確認します。 新規に技術職員となった人数については、前回の経営事項審査（副本）の 提示 により前回の技術職員名簿記載されていないことを確認します。 出向、転籍等により再掲載されている場合も、適切な理由が認められれば、『新規』職員とみなします。																																																								
新規若年技術職員の育成及び確保 〔項番48〕	審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の1%以上に該当する場合に「1.該当」となり加点となります。																																																									
CPD単位取得数 技術職員数 〔項番49〕 ※CPD＝技術者の継続教育 (Continuing Professional Development)	「CPD単位取得数」の欄は、<u>技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位</u>（CPD認定団体によって修得を認定された単位数を、CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値（小数点以下は、切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする）の合計数を記載する。 なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出する。 (例1)(公社)地盤工学会で認定されたCPD単位が31の場合 31÷50×30＝18.6 → 18 (例2)(一社)全国土木施工管理技士会連合会で認定されたCPD単位が25の場合 25÷20×30＝37.5 → 30（上限） 「技術者数」の欄は、次のすべての要件を満たす職員の数を記載する。 - 審査基準日における許可を受けた建設業に従事していること - 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する又は1級若しくは2級の第一次検定に合格していること - 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されていること	【指定審査前に提出する書類】 - 技術職員名簿（別紙二） - CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号） - CPD認定団体による「CPD単位取得証明書」（写し） 【現地審査で確認する書類】 - 技術職員の資格を証明する書類（写し）の提示 - 恒常的な雇用を証明する書類の提示（P. 32～34を参照） <table><tr><th colspan="2">CPD認定団体</th></tr><tr><td>(公社)空気調和・衛生工学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(一財)建設業振興基金</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)建設コンサルタンツ協会</td><td>50</td></tr><tr><td>(一社)交通工学研究会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)地盤工学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)森林・自然環境技術教育研究センター</td><td>20</td></tr><tr><td>(公社)全国上下水道コンサルタント協会</td><td>50</td></tr><tr><td>(一社)全国測量設計業協会連合会</td><td>20</td></tr><tr><td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td><td>20</td></tr><tr><td>(一社)全日本建設技術協会</td><td>25</td></tr><tr><td>土質・地質技術者生涯学習協議会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)土木学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(一社)日本環境アセスメント協会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)日本技術士会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)日本建築士会連合会</td><td>12</td></tr><tr><td>(公社)日本造園学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)日本都市計画学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(公社)農業農村工学会</td><td>50</td></tr><tr><td>(一社)日本建築士事務所協会連合会</td><td>12</td></tr><tr><td>(公社)日本建築家協会</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)日本建設業連合会</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)日本建築学会</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)建築設備技術者協会</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)電気設備学会</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)日本設備設計事務所協会連合会</td><td>12</td></tr><tr><td>(公財)建築技術教育普及センター</td><td>12</td></tr><tr><td>(一社)日本建築構造技術者協会</td><td>12</td></tr></table>	CPD認定団体		(公社)空気調和・衛生工学会	50	(一財)建設業振興基金	12	(一社)建設コンサルタンツ協会	50	(一社)交通工学研究会	50	(公社)地盤工学会	50	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社)全日本建設技術協会	25	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(公社)土木学会	50	(一社)日本環境アセスメント協会	50	(公社)日本技術士会	50	(公社)日本建築士会連合会	12	(公社)日本造園学会	50	(公社)日本都市計画学会	50	(公社)農業農村工学会	50	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12	(公社)日本建築家協会	12	(一社)日本建設業連合会	12	(一社)日本建築学会	12	(一社)建築設備技術者協会	12	(一社)電気設備学会	12	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12	(公財)建築技術教育普及センター	12	(一社)日本建築構造技術者協会	12
CPD認定団体																																																										
(公社)空気調和・衛生工学会	50																																																									
(一財)建設業振興基金	12																																																									
(一社)建設コンサルタンツ協会	50																																																									
(一社)交通工学研究会	50																																																									
(公社)地盤工学会	50																																																									
(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20																																																									
(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50																																																									
(一社)全国測量設計業協会連合会	20																																																									
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20																																																									
(一社)全日本建設技術協会	25																																																									
土質・地質技術者生涯学習協議会	50																																																									
(公社)土木学会	50																																																									
(一社)日本環境アセスメント協会	50																																																									
(公社)日本技術士会	50																																																									
(公社)日本建築士会連合会	12																																																									
(公社)日本造園学会	50																																																									
(公社)日本都市計画学会	50																																																									
(公社)農業農村工学会	50																																																									
(一社)日本建築士事務所協会連合会	12																																																									
(公社)日本建築家協会	12																																																									
(一社)日本建設業連合会	12																																																									
(一社)日本建築学会	12																																																									
(一社)建築設備技術者協会	12																																																									
(一社)電気設備学会	12																																																									
(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12																																																									
(公財)建築技術教育普及センター	12																																																									
(一社)日本建築構造技術者協会	12																																																									

技能レベル向上者数等 〔項番５０〕	「技能レベル向上者数」の欄は、建設キャリアアップシステム登録技能者のうち、審査基準日以前３年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の３年前の日以前に受けた最新の評価の区分より１以上上位であった者の数を記載する。 「技能者数」の欄は、次のすべての要件を満たす職員の数から、「建設工事の施工の管理のみに従事した者の数」を減じて得た数を記載する。 ・審査基準日における許可を受けた建設業に従事していること。 ・審査基準日以前３年間に、建設工事の施工に従事していて、建設業法施行規則第14条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者であること。 ・審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されていること。 「控除対象者数」の欄は、技能者のうち、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分（レベル４）に該当するとされた者の数を記載する。	【指定審査前に提出する書類】 ・技能者名簿（様式第５号） ・能力評価（レベル判定）結果通知書 ・申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿（写し） 【現地審査で確認する書類】 ・恒常的な雇用を証明する書類の提示（P. ３２～３４を参照）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 〔項番５１〕	審査基準日において次の認定を受けている場合は、該当する数字を記入する。 「えるぼし認定１段階目」……………１ 「えるぼし認定２段階目」……………２ 「えるぼし認定３段階目」……………３ 「プラチナえるぼし認定」……………４ いずれの認定も受けていない……………５	「基準適合一般事業主認定通知書」等、各認定を取得していることを証する書面（写し）の提示 （注）認証範囲に建設業が含まれない場合や認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象となりません。
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 〔項番５２〕	審査基準日において次の認定を受けている場合は、該当する数字を記入する。 「くるみん認定」……………１ 「トライくるみん認定」……………２ 「プラチナくるみん認定」……………３ いずれの認定も受けていない……………４	
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 〔項番５３〕	審査基準日において次の認定を受けている場合は、該当する数字を記入する。 「ユースエール認定」……………１ 受けていない……………２	

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 〔項番 5 4〕	審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、下記①及び②の措置が実施されている場合は、様式第 6 号に掲げる「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を提出することにより加点されます。 ①建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において現場契約情報の作成及び登録がなされていること。 ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUSに職業履歴を蓄積できる体制を整備していること。 対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で①及び②の措置が実施されている場合は「1」を、対象工事のうち、全ての公共工事で①及び②の措置が実施されている場合は「2」を、いずれも該当しない場合は「3」を記入すること。 詳細はP. 40～42を参照 <u>※対象となる工事</u> 以下の工事を除く、審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った建設工事 ・日本国内以外の工事 ・建設業法施行令で定める軽微な工事（請負代金額 500 万円未満（建築一式工事の場合は 1,500 万円未満）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が 150㎡に満たない木造住宅を建築する工事） ・災害応急工事（災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策） <u>※直接入力によらない方法</u> 就業履歴データ登録標準API連携認定システム（https://www.auth.ccus.jp/p/certified）をCCUSと連携し、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するに当たって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知すること。	【指定審査前に提出する書類】 ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第 6 号） ・措置実施工事の一覧（様式第 6 号の補足資料） ※以下の項目の記載があるもの。様式は任意。（P. 43を参照） ・業種名 ・番号（工事経歴書に記載があるものは、その番号。対象年度内に完了しておらず工事経歴書に記載がない場合は「未」と記入。） ・注文者名 ・工事名 ・契約日及び完了日 （注）審査基準日以前 1 年のうちに対象となる工事が 1 件もない場合については、加点対象となりません。
--	---	---

3 防災活動への貢献の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
防災活動への貢献 の状況 〔項番５７〕	審査基準日における防災協定の締結状況を記入します。 災害時の防災活動等について定めた協定を行政機関等（国、特殊法人等※又は地方公共団体）と締結している場合に「１.有」となり加点となります。 建設業者が加入している一般社団法人等が行政機関等と防災協定を締結している場合でも、活動計画書等により当該建設業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合には加点となります。 また、次の場合は加点对象とはみなしません。 ①防災協定締結者を入札で決定して	申請者が単独で行政機関等と防災協定を締結している場合は、その「防災協定（原本）」の提示 申請者が加入している一般社団法人等が行政機関等と防災協定を締結している場合は、その「防災協定（写し）」及び一般社団法人等が発行する証明書（原本）（※）の提示 ※申請者が、審査基準日現在で当該団体に属し、防災協定に基づく防災活動に一定の役割を果たすことを証するもの。 なお、証明日が審査基準日以降のも

	いる場合 ②防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされる場合 ③防災協定において活動に係る単価を定めているような場合（事務効率化等の観点のため事前に単価を定めている場合で、その単価が明らかに実費相当である場合を除く。） なお、複数の防災協定を締結していても重複して加点はされません。 ※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等	のであることが必要です。
--	--	---------------------

4 法令遵守の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
営業停止処分の有無 〔項番58〕	審査対象事業年度における建設業法第28条に基づく処分状況を記入します。処分決定日が審査対象事業年度中の場合に「1.有」となり減点となります。 なお、行政機関発注工事にかかる入札参加資格者への指名停止措置については、本項目と関係ありません。	なし
指示処分の有無 〔項番59〕		

5 建設業の経理の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
監査の受審状況 〔項番60〕	下記（１）～（３）のいずれかに該当する場合に加点となります。	
	（１）審査基準日において会計監査人を設置しており、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合。 項番60には「1」を記入します。	定款（写し）の提示及び監査証明書（写し）の提出
	（２）審査基準日において会計参与を設置しており、会計参与が会計参与報告書を作成している場合。 項番60には「2」を記入します。	定款（写し）の提示及び会計参与報告書（写し）の提出
	（３）審査基準日において建設業に従事する職員（法人の常勤役員（監査役を除く）、個人事業主、常時雇用されている者）のうち、経理実務の責任者等であって、次に掲げる者による経理処理の適正を確	下記①～③全ての書類の提出・提示 ①経理処理の適正を確認した旨の書類（原本）の提出（「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目（全5ページ）」も添付のこと） ②①の書類に署名した者の公認会計士、

	認した旨の書類に自らの署名を付して提出している場合。 ・公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの ・1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの ・1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの 項番60には「3」を記入します。	税理士であることを証明する書類(写し)、建設業の1級登録経理試験合格証(写し)又は登録経理講習修了証(写し)の提示 ③①の書類に署名した者が審査基準日現在で常時雇用であることを証明する書類(項番42で求める書類)の提示
公認会計士等の数 〔項番61〕	審査基準日において建設業に従事する職員(法人の常勤役員(監査役を除く)、個人事業主、常時雇用されている者)のうち、公認会計士又は税理士であって、国土交通大臣の定めるところにより、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修を受けたもの、建設業の1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものがある場合に加点となります。 項番61には、該当する者の合計人数を記入します。	下記①、②の書類の提示 ①公認会計士、税理士であることを証明する書類(写し)、建設業の1級登録経理試験等合格証(写し)又は登録経理講習修了証(写し) ②①の者が審査基準日現在で常時雇用であることを証明する書類(項番42で求める書類)
2級登録経理試験合格者の数 〔項番62〕	審査基準日において建設業に従事する職員(法人の常勤役員(監査役を除く)、個人事業主、常時雇用されている者)のうち、建設業の2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないものがある場合に加点となります。 項番62には、該当する者の合計人数を記入します。	下記①、②の書類の提示 ①建設業の2級登録経理試験合格証(写し)又は登録経理講習修了証(写し) ②①の者が審査基準日現在で常時雇用であることを証明する書類(項番42で求める書類) 例：審査基準日がR7.4.1～R8.3.31の場合 R2.4.1から審査基準日までの間に登録経理試験に合格するか講習を受講していれば加点対象 合格又は講習受講した年度 審査基準日

6 研究開発の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
研究開発費（2期平均） 〔項番63〕	会計監査人設置会社において、会計監査人が財務諸表に対し無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合であって、平均研究開発費の額が5,000万円以上の場合に加点となります。 申請書には、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の研究開発費の額を記入し、項番63にはその平均額（千円未満切り捨て）を記入します。	下記①、②の書類の提示 ①審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の事業年度終了報告（変更届） ②有価証券報告書（写し）

7 建設機械の保有状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
建設機械の所有及びリース台数 〔項番64〕	審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているもの又はリース期間満了後何ら手続を要せずリース期間が延長されるものに限る。）により使用する以下の建設機械が対象となります。 ①ショベル系掘削機 （ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの（油圧ショベルの車両本体にこれら以外のアタッチメントが装着されている場合は、そのアタッチメントの交換が可能な仕様であれば対象とする。）） ②ブルドーザー （自重が3トン以上） ③トラクターショベル （バケット容量が0.4立方メートル以上） ④モーターグレーダー （自重が5トン以上） ⑤ダンプ車 （土砂等を運搬する貨物自動車） ⑥移動式クレーン （つり上げ荷重が3トン以上） ⑦高所作業車 （作業床の高さが2メートル以上）	【指定審査前に提出する書類】 保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1） 【指定審査で確認する書類】 <左記①～⑨共通> 下記のいずれかの資料（原本）の提示 （ア）売買（譲渡）契約書 （イ）統一譲渡証明書（（一社）日本建設機械工業会の様式） （ウ）販売証明書（次の項目が確認できること。） ・証明者（販売者）の商号又は氏名、所在地、代表者名、代表者印 ・証明日 ・建設機械の名称、型式、製造番号、製造者名 ・証明者が経審申請者へ建設機械を販売したこと ※従前様式の完済証明書でも可 （エ）リース契約書 ※オンロード車（ダンプ車を含む）の場合は、自ら所有していることを証する書類として（ア）（イ）（ウ）に代えて、自動車検査証（写し）を可とします。ただし、その場合は、所有者・使用者ともに自社名義であることが必要です。 ※所有者と使用者が異なる場合（リース契約や割賦販売で所有権の移転が留保されている場合）は、リース契約書・売買契約書の提示が必要です。 ※電子車検証（写し）の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」（写し）を提示してください。 ※運輸支局での自動車検査証記録事項の窓口配布は、令和7年12月末で終了します。運輸支局窓口付近の印刷端末で印刷するか、「車検証閲覧アプリ（PC・スマートフォン）」でPDFをダウンロード・印刷して提示できるようにしてください。

	⑧締固め用機械 (ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー) ⑨解体用機械 (ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)	<左記①～④及び⑦～⑨> 特定自主検査記録表(原本)の提示 ・検査日が審査基準日以前1年以内であること。 ※中古車を取得した場合は、前所有者が実施した検査記録表(写し)の提示 <左記⑤> 自動車検査証(写し)の提示 ・審査基準日が有効期間内にあること。 ・車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があり、土砂等の運搬に供される貨物自動車であること。 ※備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象外です。 <左記⑥> 移動式クレーン検査証(写し)の提示 ・審査基準日が有効期間内にあること。 <左記⑨> ※ベースマシンがショベル系掘削機として加点台数に含まれている場合には解体用機械として計上できません(アタッチメントの切替で重複計上はできません。)
--	---	--

8 国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
エコアクション21の認証の有無 〔項番65〕	審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合に「1.有」となり加点となります。 ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象になりません。 (注)ISO14001を取得している場合はエコアクション21では加点されません。	エコアクション21により認証されていることを証する書面(写し)の提示
ISO9001の登録の有無 〔項番66〕	審査基準日において、国際標準化機構第9001号又は14001号の規格により登録されている場合に「1.有」となり加点となります。 ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象になりません。	審査登録機関が発行した認証登録証明書(写し)の提示 認証登録証明書で認定業種、認定期間、関連事業所等の確認ができない場合は、認証登録証明書付属書(写し)の提示
ISO14001の登録の有無 〔項番67〕		

技術職員名簿

頁数は右詰めで記入し、空位の
ラムは「0」を記入すること。

(用紙A 4)
20005

技術職員名簿

氏名欄は、指定審査時に確認しや
すいように、原則「標準報酬決定通
知書」記載の順番で記入する。

審査基準日での満年齢を記載
する。(記載例は、令和7年10
月31日決算の場合)
※満年齢は、誕生日の前日に1
歳加算される。

項番
81001頁

有資格区分コード欄は、コード表(本手引P.56～)を
参照して記入する。また、実務経験が必要な資格
(コード「001」「002」「256」「265」等)の場合は、
別途「実務経験証明書」を作成(本手引P.36)し、指
定審査時に提出する。

通番	新規 掲載者	氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		岡山 一郎	S59.11.1	41	82	01	1131	02	1201		第02242941号	30
2		倉敷 次郎	H2.7.6	35	82	01	0022	05	0022			
3		津山 三郎	S35.7.31	65	82	01	2142	05	2142			16
4		備前 志乃	S53.10.18	47	82	01	1131	05	1131		第02194051号	
5		備中 吾郎	S54.12.12	45	82	02	1372					
6	○	美作 武蔵	S49.2.3	51	82	02	2382					
7	○	玉野 七海	H8.10.12	29	82	01	2142	05	2142			
8												
9												
10												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
28												
29												
30												

業種コード欄は、このページの下部に掲載
しているコード表を参照して記入する。
技術職員1人につき2業種まで記入できる。
(同じ業種を記入することは不可)

下記①～③を全て満たす場合には、講習受講欄に「1」を記入し、監理技術者
資格者証交付番号欄に資格者証の交付番号を記入する。
満たさない場合は、講習受講欄に「2」を記入し、監理技術者資格者証交付番号
欄は空欄とする。
① 有資格区分コード欄に「1級国家資格相当」のコードを記入していること
② 審査基準日において、当該業種について有効な監理技術者資格者証
の交付を受けていること
③ 講習修了した日が審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了
した日の属する年の翌年から起算して5年以内に含まれていること
例：審査基準日がR7.1.1～R7.12.31の場合
R2.1.1から審査基準日までの間に講習を受講していれば加点対象
R2.1.1 R3.1.1 R3.12.31 R4.12.31 R5.12.31 R7.1.1 R7.12.31
講習修了した 1年 2年 3年 4年 審査基準日

【継続雇用制度適用者の確認について】
① 審査基準日現在で、60歳以上65歳以下となる全ての者の「通番」に○を付すること
② ○を付した者がいる場合は、事業所の定年退職の規定を確認するので、指定審査時に就業規則等を提示すること
その際、常時10人以上使用している場合は、労働基準監督署の受付印がある原本を持参すること
就業規則を作成していない場合は、その旨を指定審査時に申し出ること
③ ○を付した者のうち、継続雇用制度の対象となる者※については、別途「継続雇用制度の適用を受けている技術職員
名簿(様式第3号)」を作成(本手引P.37)し、指定審査時に提出すること
※ 審査基準日以前に就業規則に定めるところの定年退職となり、審査基準日現在で継続雇用制度の適用を受けて再雇用
されていた者のこと。(定年を65歳へ引き上げしている事業所については、様式第3号の名簿作成は不要です。)

業種コード
コード 建設業の種類
01 土木工事業
02 建築工事業
03 大工工事業
04 左官工事業
05 とび・土工事業
06 石工事業
07 屋根工事業
08 電気工事業
09 管工事業
10 タイル・れんが・ブロック工事業
11 鋼構造物工事業
12 鉄筋工事業
13 舗装工事業
14 しゅんせつ工事業
15 板金工事業
16 ガラス工事業
17 塗装工事業
18 防水工事業
19 内装仕上工事業
20 機械器具設置工事業
21 熱絶縁工事業
22 電気通信工事業
23 造園工事業
24 さく井工事業
25 建具工事業
26 水道施設工事業
27 消防施設工事業
28 清掃施設工事業
29 解体工事業

「CPD単位取得数」の欄は、技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団
体によって修得を認定された単位数を、CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数
値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て
る。また、30を超える場合は、30とする)の合計数を記載する。
(例1)(公社)地盤工学会で認定されたCPD単位が31の場合
31÷50×30=18.6→18
(例2)(一社)全国土木施工管理技士会連合会で認定されたCPD単位が
25の場合 25÷20×30=37.5→30(上限)
※一人の技術者につき複数のCPD認定団体から単位の修得を認定されている場合は、
いずれか一つのCPD認定団体において修得を認定された単位数を基に算出する。

《 技術職員名簿記入要領と留意点 》

この名簿は、「**審査基準日**」において建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)、建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者(監理技術者補佐)、建設技能者の能力評価制度に関する告示第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者(レベル4技能者)又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者(レベル3技能者)であって、**審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者**(法人である場合においては常勤の役員(監査役を除く。)を、個人である場合においてはこの事業主を含む。)について作成します。

なお、別会社からの出向者が上記要件を満たしている場合は、記載の対象とします。

【恒常的雇用及び常時雇用の確認方法について】

技術職員名簿記載者	確 認 方 法
健康保険又は厚生年金保険に加入している者 ※保険適用事業所(法人及び個人事業主で常時5人以上使用の事業所)に勤務している者のうち個人事業主及びその親族を除く者 ※健康保険においては75歳未満、厚生年金保険においては70歳未満の者 ・ 別会社からの出向者	【指定審査時提示書類等】 ☐ 賃金台帳 (審査対象事業年度内の出勤に係るもの1年間分) ☐ 標準報酬決定通知書 (原本。直近の通知とその前年の通知) ☐ 資格取得確認通知書(原本) ※審査対象事業年度中に資格取得した者がいる場合のみ ☐ 資格喪失確認通知書(原本) ※審査対象事業年度の開始日以降に資格喪失した者がいる場合のみ ☐ 就業規則 ※審査基準日現在で60歳以上65歳以下の技術者がいる場合で就業規則を作成している場合のみ提示する 常時10人以上使用の事業所の場合は労働基準監督署の受付印がある原本 ☐ 「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」の提出 ※技術職員に継続雇用制度の適用者がいる場合のみ 上記書類に加えて次の書類のいずれかを提示する。 (出向者の氏名、出向期間が分かるもの) ☐ 出向協定書又は出向契約書 ☐ 出向元が作成する出向証明書(証明日が3か月以内)等

技術職員名簿記載者	確 認 方 法
健康保険、厚生年金保険に加入していない者のうち	
・ 75歳以上の者	【指定審査時提示書類】 ☐賃金台帳 (審査対象事業年度内の出勤に係るもの1年間分) ☐70歳以上標準報酬月額相当額のお知らせ(原本)…★ (直近の通知とその前年の通知) ※★が提示できない場合は、次の2点の両方を提示 ☐住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)(原本) (直近の通知とその前年の通知) ☐氏名、生年月日が確認できる公的な文書の写し (マイナンバーカード(表面のみ)等。氏名・生年月日 以外の個人情報はマスキングしてください。)
・「常時4人以下使用の個人事業主の事業所」に勤務している者	【指定審査時提示書類】 ☐賃金台帳 (審査対象事業年度内の出勤に係るもの1年間分) ※次のいずれかの書類 ☐建設国保加入証明書(原本) (審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用が確認できるもの) ☐住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)(原本) (直近の通知とその前年の通知)
・個人事業主及び専従者	【指定審査時提示書類】 ☐賃金台帳 (審査対象事業年度内の出勤に係るもの1年間分) ※次のいずれかの書類 ☐建設国保加入証明書(原本) (審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用が確認できるもの) ☐所得税確定申告書(原本)

※審査基準日現在の常時雇用が確認できた場合でも、賃金台帳において、審査基準日を含む月の出勤が一切認められず、かつ、賃金が支給されていない技術者(育児・介護休業取得による理由である場合を除く。)は、審査基準日において建設業に従事できていないものとみなし、技術職員名簿から削除します。

【参考：「恒常的雇用関係」における「6か月を超える日」について】

①審査基準日の前日を起算日とする。

②起算日の6か月前の応当日の翌日を「6か月前」とする、ただし応当日が存在しない場合は、翌月の初日を「6か月前」とする。

③「6か月前」の前日を「6か月」と1日前とする。

審査基準日	6か月と1日前	審査基準日	6か月と1日前
令和7年8月31日	令和7年2月28日	令和8年3月31日	令和7年9月30日
令和7年9月30日	令和7年3月29日	令和8年4月30日	令和7年10月29日
令和7年10月31日	令和7年4月30日	令和8年5月31日	令和7年11月30日
令和7年11月30日	令和7年5月29日	令和8年6月30日	令和7年12月29日
令和7年12月31日	令和7年6月30日	令和8年7月31日	令和8年1月30日
令和8年1月31日	令和7年7月30日	令和8年4月1日	令和7年9月30日
令和8年2月28日	令和7年8月27日	令和8年6月15日	令和7年12月14日

《 実務経験要件の緩和について 》

実務経験要件の緩和とは、実務経験による資格取得として通常10年の経験を要するところ、技術的に共通性がある業種から実務経験年数の振り替えを認め、実質的に実務経験年数が短縮されることです。

1 実務経験の振り替えが可能な業種

(1) 一式工事から専門工事への実務経験振り替え

経験年数を振替 する業種		申 請 業 種
土木一式	⇒	とび・土工・コンクリート、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※矢印の方向にのみ振り替え可。右枠内の業種間での振り替えは不可

(2) 専門工事間での実務経験振り替え

大 工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解 体

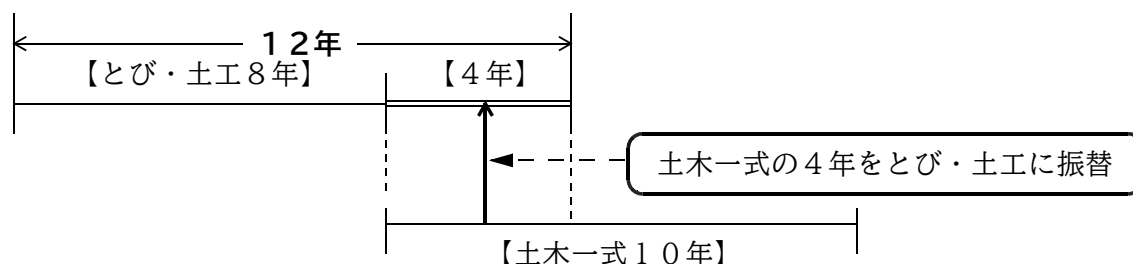
※双方向で振り替え可

2 実務経験年数振り替えの条件（両方を満たすこと）

- ・申請業種→8年を超える実務経験が必要
- ・申請業種の実務経験+振り替えする業種の実務経験=12年以上

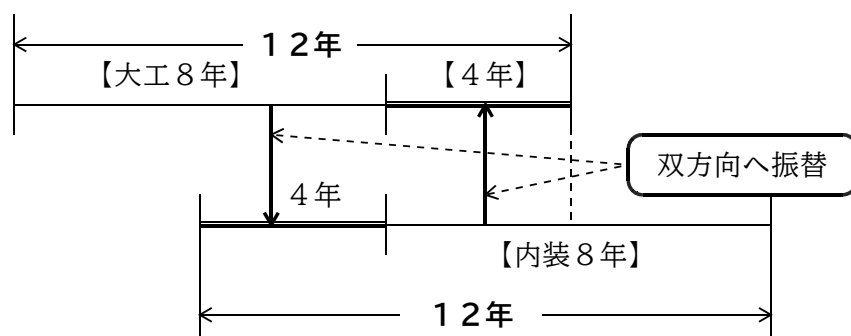
3 実務経験要件の緩和の効果

- (例1) 一式工事から専門工事への実務経験振替の場合→最大2年の期間短縮
土木一式で10年の実務経験、とび・土工で8年の実務経験（計18年）
→土木一式の実務経験4年をとび・土工工事に振り替えすることで要件緩和成立



《土木一式工事（コード002）、とび・土工・コンクリート工事（コード099）》

- (例2) 専門工事間での実務経験振替の場合→最大4年の期間短縮
大工工事で8年の実務経験、内装仕上工事で8年の実務経験（計16年）
→双方の実務経験4年を双方に振り替えすることで要件緩和成立



《大工工事（コード099）、内装仕上工事（コード099）》

記入例

実務経験証明書

下記の者は 土木工事、とび・土工 工事にし、記載のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和 7 年 12 月 1 日

証明者 住 所 岡山市北区内山下2-4-6
商号又は名称 (株)ニッポン建設
代表者氏名 代表取締役 岡山 庁次郎

技術者氏名	倉敷 次郎	技術者住所	岡山市北区内山下1-2-3	採用日	H27年4月1日
使用者の商号又は名称	事業所所在地	職名・部課名等	実務経験の内容又は従事した工事名	実務経験年数	
(有)日本工業	岡山市北区内山下1-1	建設課	土木工事 及び とび・土工工事	H17年4月～H27年3月	
(株)ニッポン建設	岡山市北区内山下2-4-6	工務課	土木工事 及び とび・土工工事	H27年4月～R7年3月	
				・ ～ ・	
				・ ～ ・	
				・ ～ ・	
				・ ～ ・	
合 計				20 年 0 月	

- (1) この証明書は、建設業法第7条2号イ又はロ又はハに該当する者のうち、実務経験が必要となる技術者ごとに審査基準日現在で作成し、指定審査時に提出してください。また、必要に応じて、卒業証明書等の写しを提示してください。
- (2) 証明者と異なる事業所における実務経験についても、証明者による証明で可とします。
- (3) 「実務経験の内容」欄には、技術者の職務内容又は従事した工事名を記入してください。
- (4) 1年をおよその四半期に分けて考えて、その各四半期で1件でも関係業務に従事していれば、その期間は実務経験に計上できるものとします。
- (5) 2業種以上の証明を行う場合、1枚の証明書にまとめて記載することを可としますが、証明要件（1業種につき他の業種の証明期間と重複しない10年の実務経験が必要）が確認できるように記載してください。例えば、2業種の実務経験を証明する場合、重複しない期間で20年の記載が必要です。
- (6) 「営業所の専任技術者」又は「県発注工事に配置する技術者」に係る実務経験証明書の様式でも可とします。

《継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿》

記入例

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

令和7年12月1日

地方整備局長
北海道開発局長
岡山県 知事 殿

住所 岡山市北区内山下2-4-6
商号又は名称 (株)ニッポン建設
代表者氏名 岡山 次郎

通番	氏 名	生年月日
1	津山 三郎	S 3 5 . 7 . 3 1

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	12
2	〇〇 〇〇	平成〇年〇月〇日	30
対象者：以下のいずれも満たす者 ①審査基準日における許可を受けた建設業の主任技術者又は監理技術者の要件を満たす技術者 若しくは1級技師補、2級技師補であって、別紙二「技術職員名簿」に掲載されない者 ②審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者			
「CPD単位」の欄は、各技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、CPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値（小数点以下の端数切り捨て、上限30） (例1) (一社)建設コンサルタンツ協会認定されたCPD単位が20の場合 $\Rightarrow 20 \div 50 \times 30 = 12$ (例2) (公社)日本建築士会連合会認定されたCPD単位が15の場合 $\Rightarrow 15 \div 12 \times 30 = 37.5 \rightarrow 30 \text{ (上限)}$ ※一人の技術者につき複数のCPD認定団体から単位の修得を認定されている場合は、いずれか一つのCPD認定団体において修得を認定された単位数を基に算出する。			
CPD認定団体 (公社)空気調和・衛生工学会 50 (一財)建設業振興基金 12 (一社)建設コンサルタンツ協会 50 (一社)交通工学研究会 50 (公社)地盤工学会 50 (公社)森林・自然環境技術教育研究センター 20 (公社)全国上下水道コンサルタント協会 50 (一社)全国測量設計業協会連合会 20 (一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 (一社)全日本建設技術協会 25 土質・地質技術者生涯学習協議会 50 (公社)土木学会 50 (一社)日本環境アセスメント協会 50 (公社)日本技術士会 50 (公社)日本建築士会連合会 12 (公社)日本造園学会 50 (公社)日本都市計画学会 50 (公社)農業農村工学会 50 (一社)日本建築士事務所協会連合会 12 (公社)日本建築家協会 12 (一社)日本建設業連合会 12 (一社)日本建築学会 12 (一社)建築設備技術者協会 12 (一社)電気設備学会 12 (一社)日本設備設計事務所協会連合会 12 (公財)建築技術教育普及センター 12 (一社)日本建築構造技術者協会 12			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			42
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			46
CPD単位総計 (①+②)			88

別紙三の項番49の「CPD単位取得数」と一致する。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	○	
2	〇〇 〇〇	平成〇年〇月〇日			
3	〇〇 〇〇	昭和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日		○
対象者：以下のいずれも満たす者 ①審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前の3年間に建設工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳の作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が掲載される者（ただし、施行の管理のみに従事した者を除く。） ②審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者					
審査基準日の3年前の日以前に、レベル4の評価を受けていた者に「○」を記入する。					
別紙三の項番50の「技能者数」と一致する。					
別紙三の項番50の「控除対象者数」と一致する。					
合計	3（人）			1（人）	1（人）

別紙三の項番50の「技能レベル向上者数」と一致する。

- 39 –

本様式を提出する場合、「措置実施工事の一覧(様式第6号の補足資料)」も併せて提出すること。(P.43 参照)

(用紙A 4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

審査基準日以前 1 年の期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第 27 条の 26 第 1 項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者 I D

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「1」か「2」を記入する。
区分については、P.42「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について」を参照のこと。

住所
商号又は名称
代表者氏名

申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

審査対象外工事（軽微な工事、災害応急対策工事）でも、当該措置を実施した場合は件数に含む。
「措置実施工事の一覧」は、ここで対象とした工事について作成する。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

《「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について》

【要件】

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、下記①及び②の措置が実施されている場合、様式第6号に掲げる「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」を提出することにより加点される。

- ①建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）において現場契約情報の作成及び登録がなされていること。
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUSに就業履歴を蓄積できる体制を整備していること。（カードリーダーの設置等）

【対象となる工事】

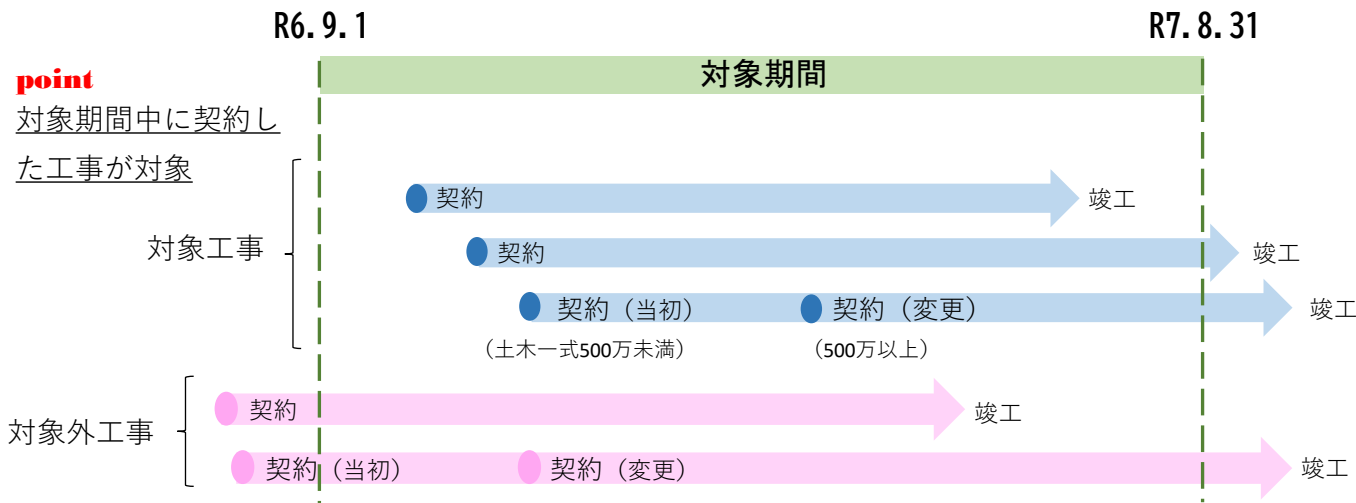
審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事

→ 当該事業年度内に請け負った元請工事（変更契約を除く）

ただし、①～③は対象外

- ①日本国内以外の工事
- ②請負代金額500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満）の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事
- ③災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策

例）審査基準日：令和7年8月31日の場合



■ 民間工事を含む全ての建設工事で①②の措置を実施 → 「1」を記入するケース

- ☐ 民間工事と公共工事の全てで①②の措置を実施
- ☐ 公共工事を1件も受注していない場合で、民間工事の全てで①②の措置を実施
- ☐ 民間工事を1件も受注していない場合で、公共工事の全てで①②の措置を実施

■ 全ての公共工事で①②の措置を実施 → 「2」を記入するケース

- ☐ 民間工事の全てで①②の措置を実施せず、公共工事の全てで①②の措置を実施
- ☐ 民間工事の一部で①②の措置を実施せず、公共工事の全てで①②の措置を実施

■ いずれも該当しない場合 → 「3」を記入するケース

- ☐ 上記に該当しない
- ☐ 審査対象となる工事が1件もない（下請工事しかない）

受注対象期間：令和6年9月 ～ 令和7年8月

※様式第6号で「措置実施工事」としてカウントしたものについて、全て記載してください。

[illegible]

- ・様式第 6 号を提出する場合のみに、措置実施工事の一覧を提出してください。
- ・この表にある項目について記載があれば様式は任意です。

工事経歴書

・「注文者」「工事名」は、工事請負契約書等の記載どおりに記入する。(なお、どの工事がどの契約書のものに記載しているか紐付けが明白である場合は、「注文者」等に個人名の記載がないことを認めます。)
・工事名で実際の工事内容が判断し難い場合は、工事名の末尾に括弧書きで工事内容を補足する。
例: ○○邸新築工事(造成)
・完成工事高付表を作成し、とび・土工・コンクリート工事を土木一式工事に含めることとした場合は、とび工事の中で仮設工事を区別する必要があるため、該当の工事に「(仮設)」と補足する。

配置技術者の氏名を記入し、技術者の該当項目に「レ」を記入すること。また、工期中に技術者が交替した場合は、全ての技術者氏名と交替日を記入する。

消費税の課税事業者は「税抜」、免税事業者は「税込」に○を付する。

免税事業者は税込金額を、課税事業者は税抜金額を、千円未満は切り捨てて記入する。
・「PC」「法面処理」等の内訳工事があ場合は、該当する略称を丸囲みし、該当する金額を記入する。

契約書記載の工期ではなく、実際に工事に着手した年月及び工事が終了して発注者に引き渡した年月を記載する。

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込 税抜)

番号	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
						氏名	(該箇所レ印を記載)	うち	うち	着工年月	完成又は完成予定年月
1	岡山市	元請		県道○○線法面復旧工事	岡山市	倉敷次郎 津山三郎	R7.8.20 技術者変更	2,800 千円	2,800 千円	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
2	岡山市	元請		市道○○線修繕工事	岡山市	津山三郎	レ	1,200 千円	千円	令和 7 年 5 月	令和 7 年 5 月
3	倉敷市	元請		市道○○線修繕工事	倉敷市	津山三郎	レ	1,000 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 4 月
4	倉敷市	元請		市道○○線修繕工事	倉敷市	津山三郎	レ	1,000 千円	千円	令和 7 年 4 月	令和 7 年 4 月
5	○○開発(株)	元請	JV	○○団地造成工事	岡山市	岡山一郎	レ	85,000 (40,000) 千円	千円	令和 5 年 3 月	令和 8 年 12 月
6	○山○朗	元請		○○邸解体工事(仮設)	岡山市	津山三郎		【工事進行基準を適用した工事について】 決算日における当該工事の当期分出来高、及び当期分原価計算を行っていることが必要です。工事経歴書には次のとおり記載してください。また、指定審査時は、当初契約を含む全ての契約書を提示してください。 ① 番号に△を付すること ② 請負代金の額は、全体の請負金額を記入し、当期の出来高を括弧書きで記入すること ③ 工期は全体工期を記入すること			
7	○○開発(株)	元請		○○団地造成工事	岡山市	津山三郎					
8	○○建設(株)	下請		○○川河川改修工事	広島県広島市	玉野七海					
9	○○建設(株)	下請		県道○○線改修工事	岡山市	玉野七海					
10	○○建設(株)	下請		県道○○線改修工事	岡山市	玉野七海					
11	○○建設(株)	下請		県道○○線改修工事	岡山市	玉野七海					
12	○○建設(株)	下請		県道○○線改修工事	吉備中央町	玉野七海					
13	○○建設(株)	下請		県道○○線改修工事	岡山市	玉野七海	レ	1,000 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 6 年 11 月

「元請」「下請」の別を記入する。

JV工事の場合、「JV」と記入する。

小計欄は、ページごとの小計を記入し、合計欄は、最終ページにのみ、その工事種別の合計を記入する。

小計	18 件	59,000 千円	2,800 千円	うち 元請工事	50,000 千円	2,800 千円
合計	件	千円	千円	うち 元請工事	千円	千円

【工事経歴書 2枚目】

14	○○建設(株)	下請		○○邸解体工事(仮設)	岡山市	玉野七海	レ	1,500 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 6 年 11 月
15	○○建設(株)	下請		○○邸新築工事(造成)	岡山市	玉野七海	レ	1,200 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 6 年 12 月
16	○○建設(株)	下請		○○邸解体工事(造成)	岡山市	玉野七海	レ	1,000 千円	千円	令和 6 年 10 月	令和 6 年 12 月
17	元請小口工事	元請		計10件				2,500 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
18	下請小口工事	下請		計30件				3,000 千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

【小口工事としてまとめて記載することについて】
・土木一式工事及び建築一式工事を除く専門工事に限り、1件100万円未満の工事をまとめて「小口工事」として記載することができます。
(ただし、とび・土工・コンクリート工事から土木一式工事へ事業種間積み上げを行っている場合に、仮設(足場)工事であるため業種間積み上げできなかった工事は「小口工事」として合算せず、工事種別別完成工事高付表と件数・金額が照合できるようにしてください。)
・記載にあたっては、小口工事の合計額が当該工事の請負額合計の3割以内とし、「元請」「下請」の別、件数、及び請負金額を記入してください。
・小口工事の計算にあたっては、1件ごとに千円未満を切り捨てた後合計しても、円単位で合計した後に千円未満を切り捨てても、どちらの計算方法によっても差し支えありません。

工事経歴書の合計が、申請書の「工事種別別(元請)完成工事高」「工事種別別完成工事高付表」記載の額と整合する。

小計	43 件	9,200 千円	0 千円	うち 元請工事	2,500 千円	0 千円
合計	61 件	68,200 千円	2,800 千円	うち 元請工事	52,500 千円	2,800 千円

【工事経歴書の記載順について】
指定審査時に確認しやすいように、①元請公共工事、②元請民間工事、③下請公共工事、④下請民間工事、⑤元請小口工事、⑥下請小口工事の順で記載してください。
また、①～④の各区分においては、原則、請負代金の大きいものから記載してください。

《工事経歴書記入要領と留意点》

経営事項審査の工事経歴書は、建設業許可変更届（事業年度終了報告）の工事経歴書と様式は同じですが、記載要領が異なります。

経営事項審査の工事経歴書は本手引の要領により作成してください。

- 1 「注文者」、「工事名」は、工事請負契約書等の記載どおりに記入してください。
一件ごとに完成工事高の審査を行う必要があるため、各工事ごとの注文者欄、工事名欄にアルファベットや整理番号等による表記は行わないでください。ただし、工事経歴書に記載の工事名が、どの工事請負契約書のものであるか紐付けが明白である場合は、「注文者」等に個人名の記載がないことを認めます。
- 2 工事経歴書は、経営事項審査を受ける業種ごとに別葉にして作成してください。
業種区分については、本手引 P. 52～を参照してください。なお、次ページに例示掲載している請負業務の売上高は、完成工事高に該当せず、兼業売上高となりますのでご注意ください。（建設工事ではありませんので、その他工事にも該当しません。）
- 3 「その他工事」は、次に挙げる完成工事高を計上してください。なお、「その他工事」の工事経歴書は添付不要です。
 - ①経営事項審査を受ける業種で、工事請負契約書等を紛失等により提示ができない工事にかかる完成工事高
 - ②建設業許可を有しているが、経営事項審査を受けない業種の工事にかかる完成工事高
 - ③建設業許可を有していない業種の工事にかかる完成工事高
 - ④経営事項審査を受ける業種について、千円未満を切り捨てて申請書を作成したために生じた端数
- 4 一つの工事請負契約を2以上の業種に分割して計上することはできません。主たる工事業種（工事目的等により判断）に全額を計上してください。
- 5 「請負代金の額」の欄中「うち、PC・法面処理・鋼橋上部」は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事について、それぞれプレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事で該当がある場合は、略称を丸囲みし、請負代金の額を記入してください。
- 6 経営事項審査を初めて申請（新規申請）する場合、前年に経営事項審査を受けていない場合及び決算期変更等で2期以上にわたって審査を受けていない場合は、決算期ごと、経営事項審査を受ける業種ごとに別葉にして作成してください。
- 7 共同企業体（JV）における完成工事高は、JV協定書における出資の割合にJVの請負代金を乗じた額を計上してください。なお、JVの構成企業が当該JVから下請で受注した工事高を計上することは認められません。（JVはそれ自体が法人格を有していないため、自己契約に該当し、不適切な発注形態となるため）

※ 指定審査の際、工事経歴書と工事請負契約書等を照合します。審査時間短縮のため、工事請負契約書等を工事経歴書順に整理する等の事前準備をお願いします。



「一括下請負」は公共工事では全面禁止、民間工事でも原則禁止です！

工事の一括下請負（いわゆる「丸投げ」）は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、原則として禁止されています。（建設業法第22条）

- ・公共工事は、全面禁止です。
- ・民間工事は、発注者の事前承諾を書面で得ているもの以外は禁止です。（ただし、多数の者が利用する施設等の工事は全面禁止です。）
- ・下請負間でも一括下請負は禁止です。

一括下請負と認められた場合、元請業者は、工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査で当該工事に係る金額を完成工事高に計上できないとともに、元請、下請ともに営業停止処分等の厳しい処分の対象となります。



兼業事業は完成工事高に計上できません！

次に挙げる請負業務の売上高は、完成工事高に該当せず、兼業売上高となりますので、この工事経歴書には記載できません。誤って完成工事高に計上した場合は、許可の変更届（事業年度終了報告）及び経営分析のやり直しになりますのでご注意ください。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ○草刈り、雑木伐採 | ○樹木せん定、庭木管理 |
| ○緑地・公園の管理 | ○機械・設備等の保守・点検 |
| ○溝掃除（水路の堆積物の除却等） | ○産業廃棄物の運搬処分 |
| ○測量・試掘 | ○路面清掃 |
| ○土砂の撤去 | ○浄化槽清掃 |
| ○不動産販売（土地・建売住宅の販売） | ○除雪 |
| ○委託管理業務 | ○船舶・自動車への塗装作業等 |
| ○道路パトロール | ○部品（電球、パッキン等の消耗品）の交換等 |
| ○土砂の仮置き（土のう製作・設置を含む）等 | |

《小規模公共工事に係る完成工事高確認書類》

工事経歴書に記載された工事の確認にあたっては、工事請負契約書又は注文書の原本確認が原則ですが、契約書等の提示ができない小規模公共工事（元請工事）についてのみ、工事請負金額、工事名称（内容）、工期等が記載された下記書類による確認でも可とします。

● 下記①～⑤のいずれかの書類の提示、又は⑥及び⑦の書類の提示

※指定審査時に提示してください。

- ① 「発注証明書」 原本
- ② 「工事代金支払通知書」 原本
- ③ 「請書」の写しに行政機関発注部局の受付印が押印されたもの
- ④ 「工事完了届」の写しに行政機関発注部局の受付印が押印されたもの
- ⑤ 「工事請負代金請求書」の写しに行政機関発注部局の受付印が押印されたもの

-
- ⑥ 「請書」「工事完了届」「工事請負代金請求書」のいずれかの写し
 - ⑦ 工事請負代金の入金を確認できる通帳等（通帳該当箇所のコピーでも可）



岡山県マスコット うらっち

保有建設機械一覧表

(用紙A4)

申請者名

■対象となる建設機械

種 類	要 件
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上
モーターグレーダー	自重が5トン以上
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

審査基準日がR7.8.31の場合の記入例

■保有建設機械一覧表

番号	建設機械の種類	製造者 (メーカー名)	型 式	製造・車体番号 又は自動車登録番号	ブルドーザー モーターグレーダー	トラクターショベル	ダンプ車 移動式クレーン	移動式クレーン	高所作業車	所有 又は リースの別	□所 有:売買契約日等 □リース:リース期間及び リース期間満了後の 自動更新条項の有無 ※1	ダンプ車・移動式 クレーン以外
					自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:立米)	有効期間の満 了する日	つり上げ荷重 (単位:トン)	作業床高さ (単位:メートル)			特定自主検査 の検査実施日 ※2
1	ショベル系掘削機	〇〇製作所	a-bcd123	a1234567						所 リ	R2.7.1 ~	R7.7.31
2	ショベル系掘削機	〇〇製作所	b-cde234	b234567						所 リ	R7.4.1 ~	新車
3	ブルドーザー	〇〇製作所	c-def345	c345678	5.2					所 リ	R5.8.1 ~ R9.7.31	R7.8.15
4	トラクターショベル	〇〇製作所	d-efg456	d456789		3.5				所 リ	R5.8.1 ~ R8.7.31 自動更新条項有	R6.12.15
5	モーターグレーダー	〇〇製作所	e-hi789	e5678	6.0					所 リ	R3.7.1 ~	R7.7.1
6	ダンプ車	〇〇製作所	FGH-IJ3	岡山〇〇あ1234			R7.10.31			所 リ	R6.11.1 ~	—
7	移動式クレーン	〇〇建機	VWX50	UUU-5678			R8.5.31	5.0		所 リ	R6.6.1 ~	—
8	締固め用機械	〇〇重工 (株)	TZ701	f5678						所 リ	R3.7.1 ~	R7.6.23
9										所 リ		
10										所 リ		
11										所 リ	~	
12										所 リ	~	
13												
14												
15												

※1 所有の場合は、審査基準日時点で有していたことが必要です。リースの場合は、リース期間に審査基準日を含み、さらに審査基準日から1年7か月以上の使用期間が契約で定められていること又はリース期間満了後何ら協議を要せずリース期間を更新できることが契約で定められていることが必要です。

※2 審査基準日を含めた直前1年以内の検査日であることが必要です。なお、直前1年以内に新車で購入していた場合、特自検査は不要になりますので欄に「新車」と記入してください。

5 指定審査(現地審査)におけるその他確認事項

指定審査では、経営事項審査申請書と各種税務申告、建設業許可変更届とを比較し、内容が整合することを確認します。また、申請書記載事項等から建設業法の遵守についても確認しますので、申請書の記載は正確に行ってください。

1 経営事項審査申請書と消費税確定申告書との整合

経営事項審査申請書記載の完成工事高合計が、消費税確定申告書の課税標準額以下であることを確認します。課税標準額以下にならない場合は、その原因を説明いただきます。

また、提示いただいた消費税確定申告書が最終の申告であることを確認するため、消費税納税証明書(その1) (証明書発行日が指定審査実施日から遡って3か月以内のもの)を提示いただき、確定申告書上の課税額と納税証明書上の課税額が整合することを確認します。

なお、免税事業者の方も納税証明書の提示が必要です。免税のため税額表示が「無」と記載されていることを確認します。

2 建設業法に基づき作成した決算書(事業年度終了報告及び経営分析に添付)と法人税確定申告の際に作成した決算書との整合

双方の売上高、営業利益、経常利益が整合することを確認します。整合しない場合は、その原因を説明していただきます。

3 経営事項審査申請書と事業年度終了報告(建設業許可変更届)との整合

経営事項審査申請書記載の完成工事高合計と事業年度終了報告損益計算書の完成工事高が整合していること、同申請書記載の営業利益と同損益計算書の営業利益が整合していることを確認します。整合しない場合は修正が必要です。

4 建設業法遵守の確認

経営事項審査申請書類(技術職員名簿、工事経歴書)、指定審査提示書類(賃金台帳、工事台帳)等から、工事現場における技術職員の適正配置等を確認します。

6 指定審査(現地審査)における持参書類一覧

経営事項審査申請書類(本手引P.9～10)を提出いただいた後、2週間から1か月程度で「指定審査実施の通知」(ハガキ)をお送りします。通知には指定審査の日時及び会場を記載していますので、下記の書類をそろえて御出席ください。審査当日は、およそ下表の順番で書類の提示等をお願いします。

なお、指定審査には、申請内容を把握している申請者本人か事業所在籍者の出席が必要です。行政書士等の書類作成代行者のみが出席する場合、指定審査は実施できませんので、調整の上お越しください。

持 参 書 類 【令和2年岡山県公告第446号四4に掲げる『その他岡山県知事が審査に必要と認める書類』】		備 考
①経営事項審査申請書と各種税務申告、建設業許可変更届等との整合を確認するための書類		
1	☐ 指定審査実施の通知(ハガキ)(原本)	提出
2	☐ 消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)(原本) ※オンラインでも請求可能です。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm	提示 ・課税期間が審査対象事業年度であること ・免税事業者も提示が必要 ・証明書発行日が指定審査実施日から遡って3か月以内であること
3	☐ 会社の決算書一式(原本) (確定申告時において税務署に提出したもの。個人事業主の場合は所得税青色申告決算書)	提示 ・決算期間が審査対象事業年度であること ・ <u>消費税確定申告書も含む</u>
4	☐ 建設業許可申請書 (新規・追加・更新)及び許可変更届(県の受付印がある控え)	提示 ・経審申請書「項番02」に記載した許可日以降のものを全部(閲覧・非閲覧両方) ・審査対象事業年度にかかる「変更届(事業年度終了報告)」
5	☐ 令和7年経営事項審査結果通知書 (経営規模等評価結果・総合評定値通知書)(原本)	提示
	☐ 令和7年経営事項審査申請書 (経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及びその添付書類)(県の受付印がある控え)	提示

②「技術職員名簿」等を確認するための書類 (※「CPD単位を取得した技術者名簿」も同様。「技能者名簿」は7のみ。)		
6	☐ 技術職員の資格を証明する書類 (写し可) ☐ 資格の合格証明書 ☐ 関係学科の卒業証明書 ☐ 大臣認定書 ☐ 基幹技能者講習修了証 ☐ 監理技術者資格者証 ☐ 監理技術者講習修了証 ☐ 能力評価(レベル判定)結果通知書	提示 ・技術職員名簿と照合しやすいように整理しておくこと (工事経歴書において技術職員名簿に記載の資格では該当しない業種の配置技術者となっている場合にも、確認のため提示を求めます。) ・「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」はセットで提示すること
	☐ 実務経験証明書 (経営事項審査申請用様式他)(原本)	提出(又は提示) ・実務経験の証明が必要となる場合に作成すること (工事経歴書において技術職員名簿に記載の資格では該当しない業種の配置技術者となっている場合にも、確認のため提示を求めます。)
7	☐ 技術職員の生年月日、常時雇用及び恒常的雇用を確認する書類 本手引P. 32～34参照	提示又は提出 ・技術職員名簿等と照合しやすいように整理しておくこと
③「その他の審査項目(社会性等)」を確認するための書類		
8	☐ 各審査項目の状況を証明する書類等 本手引P. 21～30参照	提示又は提出 ・該当がある場合に提示又は提出のこと
④完成工事高を確認するための書類		
9	☐ 工事請負契約書(原本) ☐ 注文書(原本)及び請書の写し ※契約書等の提示ができない小規模公共工事の場合は、本手引P. 47に掲げる書類 ☐ 受発注が電子商取引による場合は、電子商取引に係る協定(原本)及び印刷した注文書 ☐ J V工事の場合は、J V協定書(原本)	提示 ・経営事項審査申請業種に係るもののみを提示 (「その他工事」にかかるものは提示不要) ・工事経歴書と照合しやすいように整理しておくこと ・ファックスやメールによる受注の場合 受信後の注文書に発注者が改めて押印することが必要 (注文書の件数が多い場合は、注文書に合計金額を記載した発注証明書を添付することでも可) ただし、今後の契約方法を規定した双方押印による文書(協定書など)を取り交わしている場合は、毎年その原本を提示することにより、改めての押印は不要 ※契約書、注文書等で対象年度内に完了したことが確認できない場合は、完了日を確認できる書類(工事台帳等)の提示を求める場合があります。
10	☐ 工事台帳 ※台帳を作成している場合のみ	提示

7 参考資料

《建設業法による建設工事の業種区分一覧表》

区 分	【建設工事の 種類(業種)】 ※建設業法別表 第1	【建設工事の内容】 ※昭和47年3月8日建設省告示 第350号,最終改正平成29年 11月10日国土交通省告示第 1022号	【建設工事の例示】 ※平成13年4月3日国総建第97号「建設業 許可事務ガイドライン」,最終改正令和 2年12月25日国不建第311号	【建設工事の区分の考え方】 ※平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可 事務ガイドライン」,最終改正令和2年12月 25日国不建第311号
1	土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、 調整のもとに土木工作物 を建設する工事(補修、を 含む。以下同じ。)		「プレストレストコンクリート工事」 のうち橋梁等の土木工作物を総合的に 建設するプレストレストコンクリート 構造物工事は『土木一式工事』に該当 する。 「土木一式工事」については、必ず しも二以上の専門工事の組み合わせは要 件でなく、工事の規模、複雑性等からみ て個別の専門工事として施工することが 困難なものも含まれる。 ●トンネル、橋梁、ダム、護岸、道路、 下水道(本管埋設)、農業用水道工事等 が該当。
2	建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、 調整のもとに建築物を建 設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を 設置する工事は『消防施設工事』では なく、建築物の躯体の一部の工事とし て『建築一式工事』又は『鋼構造物工 事』に該当する。 ●建築物の新築、増改築工事(建築物 の躯体(建物の構造)に変更が加えら れるような工事)が該当。躯体に変更 が加えられないリフォーム工事は該 当しない。
3	大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付け により工作物を築造し、 又は工作物に木製設備を 取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、 漆、くい、プaster、 繊維等をこて塗り、吹付 け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モル タル防水工事、吹付け工事、とき 出し工事、洗い出し工事	防水モルタルを用いた防水工事は「左 官工事業」「防水工事業」どちらの業種 の許可でも施工可能である。 ラス張り工事及び乾式壁工事につい ては、通常、「左官工事」を行う際の準 備作業として当然に含まれているもの である。
5	とび・土工・コン クリート工事 (とび・土工工 事業)	イ 足場の組立て、機械 器具・建設資材等の重 量物の運搬配置、鉄骨 等の組立て等を行う工 事 ロ くい打ち、くい抜き 及び場所打ぐいを行う 工事 ハ 土砂等の掘削、盛上 げ、締固め等を行う工 事 ニ コンクリートにより 工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないし は準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等 仮設工事、重量物の揚重運搬配 置工事、鉄骨組立て工事、コン クリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、く い抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工 事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリ ート打設工事、コンクリート圧 送工事、プレストレストコンク リート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良 工事、ボーリンググラウト工事、 土留め工事、仮締切り工事、吹 付け工事、法面保護工事、道路 付属物設置工事、屋外広告物設 置工事、捨石工事、外構工事、 はつり工事、切断穿孔工事、ア ンカー工事、あと施工アンカー 工事、潜水工事	コンクリートブロック関連工事の 分類 ① 根固めブロック、消波ブロックの据 付け等、土工事において規模の大き いコンクリートブロックの据付けを行 う工事、プレキャストコンクリート の柱、梁等の部材の設置工事等 →「とび・土工・コンクリート工事」 の「コンクリートブロック据付け 工事」 ② 建築物の内外装として擬石等をはり 付ける工事や法面処理、又は擁壁とし てコンクリートブロックを積み、又は はり付ける工事等 →「石工事」の「コンクリートブロ ック積み(張り)工事」 ③ コンクリートブロックにより建築物 を建設する工事等、エクステリア工 事としてこれを行う場合を含む →「タイル・れんが・ブロック工事」の 「コンクリートブロック積み(張 り)工事」 プレストレストコンクリート工事のう ち橋梁等の土木工作物を総合的に建設 する工事は「土木一式工事」に該当する。 地盤改良工事とは、薬液注入工事、ウ ェルポイント工事等各種の地盤の改良 を行う工事を総称したものである。 吹付け工事の分類 ① 法面処理等のためにモルタル又は種 子を吹付ける工事 →「とび・土工・コンクリート工事」 ② 建築物に対するモルタル等の吹付け 工事 →「左官工事」

	【建設工事の種類(業種)】	【建設工事の内容】	【建設工事の例示】	【建設工事の区分の考え方】
	とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工事業)			「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ----- 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
6	石工事 (石工事業)	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	●とび・土工・コンクリート工事の「コンクリートブロック関連工事の分類」参照
7	屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	瓦、スレート、金属薄板については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて屋根ふき工事とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。
8	電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。 太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
9	管工事 (管工事業)	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用するためのガス、油、水、蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ----- し尿処理に関する施設の建設工事について ① 規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む）によりし尿を処理する施設の建設工事 →「管工事」 ② 公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水进行处理する施設の建設工事 →「水道施設工事」 ③ 公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事 →「清掃施設工事」
10	タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	スレート張り工事とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は屋根ふき工事として「屋根工事」に該当する。 コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
11	鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	鉄骨(組立)工事について ① 鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負う鉄骨工事 →「鋼構造物工事」 ② 既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負う鉄骨組立工事 →「とび・土工・コンクリート工事」 屋外広告(物設置)工事について ① 現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負う工事 →「鋼構造物工事」 ② それ以外 →「とび・土工・コンクリート工事」
12	鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

	【建設工事の種類(業種)】	【建設工事の内容】	【建設工事の例示】	【建設工事の区分の考え方】
13	舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「舗装工事」に該当する。
14	しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建築板金工事とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張り付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
16	ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ----- ●道路ライン工事を含む。
18	防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。
19	内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、カーベット、ふすま等の内装仕上を行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	家具工事とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 防音工事とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20	機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	「機械器具設置工事」には広く全ての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」「管工事」「電気通信工事」「消防施設工事」等と重複するものがあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 運搬機器設置工事には、昇降機設置工事も含まれる。 給排気機器設置工事とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ----- ●原則として動力がついたものの工事
21	熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、T V電波障害防除設備工事	情報制御設備工事にはコンピューター等の情報処理設備設置工事も含まれる。 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は「電気通信工事」に該当しない。 ----- ●ネットワーク工事、CATV工事、コンピュータ設置工事を含む。

	【建設工事の種類(業種)】	【建設工事の内容】	【建設工事の例示】	【建設工事の区分の考え方】
23	造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等による庭地の造り直し、公園、緑地の築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	植栽工事には、植生を復元する建設工事が含まれる。 広場工事とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、園路工事とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 公園設備工事には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 屋上等緑化工事とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。 ----- ●樹木の剪定、庭木の管理を除く。
24	さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いて、さく井、これら井の工事を行う工事 さく井揚水設備工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水の工事又は公共下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上下水道に関する施設の建設工事について ① 上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事 →「水道施設工事」 ② 家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事 →「管工事」 ③ これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事 →「土木一式工事」 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
27	消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設け、又は工場の作業に使用する組立式の消火器、ビル等の外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	金属製避難はしごとは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
28	清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	公害防止施設を単体で設置する工事については「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理施設であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ----- ●公共団体が設置するものに限る
29	解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

技術職員に係る有資格区分（コード表①）

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級） 「1」…1点（技術職員区分：その他）
「1※」…1点（実務経験3年） 「1○」…1点（実務経験5年）

	コード		建設業の種類																															
			青：指定建設業																															
			土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	タ10	鋼11	筋12	舗13	し14	板15	力16	塗17	防18	内19	機20	絶21	通22	園23	井24	具25	水26	消27	清28	解29			
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1業種につき1点を配点																															
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		1業種につき1点を配点																															
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）		1業種につき1点を配点																															
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）		1業種につき1点を配点																															
005	令第28条該当（監理技術者補佐）		1業種につき4点を配点																															
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士		5				5							5																			
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		2				2							2																			
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																
	113	1級土木施工管理技士		5			1※	5	5	1※			1※	5	1※	5	5			5	1※			1※		1※		5		1※	5★			
	11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※		1※		1※		1※	1※			
	214	2級土木施工管理技士	種別	土木	2			1○	2	2	1○			1○	2	1○	2	2			1○	1○			1○		1○		2		1○	2★		
	21J				2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○			1○		1○			1○	1○			1○		1○		1○		1○	1○		
	215				2級土木施工管理技士					1○	1○	1○	1○			1○		1○			2	1○			1○		1○		1○		1○	1○		
	21K				2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○			1○		1○			1○	1○			1○		1○		1○		1○	1○		
	216				2級土木施工管理技士					1○	2	1○	1○			1○		1○			1○	1○			1○		1○		1○		1○	1○		
	21L				2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○			1○		1○			1○	1○			1○		1○		1○		1○	1○		
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	5	1※	5			5	1※	1※	1※	5★			
	12C	1級建築施工管理技士補				1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※			
	221	2級建築施工管理技士	種別	建築	2	1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	2★			
	222				2級建築施工管理技士				2	1○	2	1○	1○			2	2	2			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	2★	
	223								2	2	1○	2	2			2		1○			2	2	2	2	2	1○	2			2	1○	1○	1○	1○
	22D				2級建築施工管理技士補				1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○
	127	1級電気工事施工管理技士									5												1※							1※				
	12E	1級電気工事施工管理技士補																					1※							1※				
	228	2級電気工事施工管理技士									2												1○							1○				
	22F	2級電気工事施工管理技士補																					1○							1○				
	129	1級管工事施工管理技士										5			1※		1※	1※					1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※			
	12G	1級管工事施工管理技士補													1※		1※	1※					1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※			
	230	2級管工事施工管理技士										2			1○		1○	1○					1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○			
	23A	2級管工事施工管理技士補													1○		1○	1○					1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○			
	131	1級電気通信工事施工管理技士																							5									
	13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																
	232	2級電気通信工事施工管理技士																							2									
	23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																
	133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※		5	1※		1※		1※	1※		
	13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※			1※		1※		1※			1※	1※			1※		1※		1※		1※	1※			
234	2級造園施工管理技士					1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○			1○	1○			1○		2	1○		1○		1○	1○			
23E	2級造園施工管理技士補					1○	1○	1○	1○			1○		1○		1○			1○	1○			1○		1○		1○		1○	1○				
建築士法	137	1級建築士			5	5			5			5	5							5														
	238	2級建築士			2	2			2			2								2														
	239	木造建築士				2																												
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		5				5			5				5	5									5					5☆				
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5				5			5			5		5	5								5					5☆				
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		5				5																										
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）									5													5										
	145	機械・総合技術監理（機械）																						5										
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5												5										
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）										5																5						
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5														5		5						
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5				5										5																
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								5								
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5				5																		5								
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																						
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										5																5						
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										5																5		5				
電気工事士法	155	第1種電気工事士								2																								
	256	第2種電気工事士【3年】									1																							
電気事業法	258	電気主任技術者（第1種～第3種）								1																								
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者																							1									
	235	工事担任者																							1									
水道法	265	給水装置工事主任技術者									1																							
消防法	168	甲種 消防設備士																										2						
	169	乙種 消防設備士																										2						
				土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	タ10	鋼11	筋12	舗13	し14	板15	力16	塗17	防18	内19	機20	絶21	通22	園23	井24	具25	水26	消27	清28	解29		

技術職員に係る有資格区分（コード表②）

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級） 「1」…1点（技術職員区分：その他）
「1※」…1点（実務経験3年） 「1○」…1点（実務経験5年）

	コード		建設業の種類																												
			青：指定建設業																												
			土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	タ10	鋼11	筋12	舗13	し14	板15	力16	塗17	防18	内19	機20	絶21	通22	園23	井24	具25	水26	消27	清28	解29
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）			2																										
	271	建築大工（2級）			1																										
	164	型枠施工（1級）			2		2																								
	264	型枠施工（2級）			1		1																								
	172	左官（1級）					2																								
	272	左官（2級）					1																								
	157	とび・とび工（1級）					2																								2
	257	とび・とび工（2級）					1																								1
	173	コンクリート圧送施工（1級）					2																								
	273	コンクリート圧送施工（2級）					1																								
	166	ウェルポイント施工（1級）					2																								
	266	ウェルポイント施工（2級）					1																								
	174	冷凍空調和機器施工 ・ 空調和設備配管（1級）									2																				
	274	冷凍空調和機器施工 ・ 空調和設備配管（2級）									1																				
	175	給排水衛生設備配管（1級）									2																				
	275	給排水衛生設備配管（2級）									1																				
	176	配管・配管工（1級）									2																				
	276	配管・配管工（2級）									1																				
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）							2		2						2														
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）							1		1						1														
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）										2																			
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）										1																			
	178	築炉・築炉工・ れんが積み（1級）										2																			
	278	築炉・築炉工・ れんが積み（2級）										1																			
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）						2				2																			
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）						1				1																			
	180	石工・石材施工・石積み（1級）						2																							
	280	石工・石材施工・石積み（2級）						1																							
	181	鉄工・製罐（1級）											2																		
	281	鉄工・製罐（2級）											1																		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業)＋(鉄筋組立て作業)〈両方が必要〉（1級）												2																	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業)＋(鉄筋組立て作業)〈両方が必要〉（2級）												1																	
	183	工場板金（1級）															2														
	283	工場板金（2級）															1														
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）							2									2													
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）							1									1													
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																2													
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																1													
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）							2																						
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）							1																						
	187	ガラス施工（1級）																2													
	287	ガラス施工（2級）																1													
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																	2												
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																	1												
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）																	2												
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）																	1												
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																	2												
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																	1												
191	噴霧塗装（1級）																	2													
291	噴霧塗装（2級）																	1													
167	路面標示施工																	2													
192	畳製作・畳工（1級）																			2											
292	畳製作・畳工（2級）																			1											
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																			2											
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																			1											
194	熱絶縁施工（1級）																					2									
294	熱絶縁施工（2級）																					1									
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																									2					
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																										1				
196	造園（1級）																							2							
296	造園（2級）																							1							
197	防水施工（1級）																		2												
297	防水施工（2級）																		1												
198	さく井（1級）																									2					
298	さく井（2級）																									1					
			土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	タ10	鋼11	筋12	舗13	し14	板15														

技術職員に係る有資格区分（コード表③）

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級） 「1」…1点（技術職員区分：その他）
「1※」…1点（実務経験3年） 「1o」…1点（実務経験5年）

	コード		建設業の種類																												
			青：指定建設業																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
その他	061	地すべり防止工事					1																			1					
	040	基礎ぐい工事					2																								
	062	建築設備士							1	1																					
	063	計装							1	1																					
	060	解体工事																													2
	064	基幹技能者	1業種につき3点を配点																												
	703	レベル3技能者	1業種につき2点を配点																												
	704	レベル4技能者	1業種につき3点を配点																												
	099	その他（実務要件の緩和、専修学校の専門課程卒業者＋実務経験）	1業種につき1点を配点																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

留意事項

- 【】 資格区分欄の右端の記載年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務の経験の年数 ⇒ 実務経験証明書の提出が必要
- 平成16年度以降の職業能力開発促進法による技能検定2級合格者は、3年以上の実務経験が必要（平成16年3月以前の合格者は、実務経験1年で可）
- ★ 平成27年度までの合格者に対しては、『国交省の登録を受けた講習の受講又は解体工事に関する1年以上の実務経験』が必要（省令附則第2条）
- ☆ 当面の間、『国交省の登録を受けた講習の受講又は1年以上の実務経験』が必要（附則第3条第1項）
- ※ 当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、3年の実務経験が必要 ⇒ 実務経験証明書の提出が必要
- 当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、5年の実務経験が必要 ⇒ 実務経験証明書の提出が必要

《建設業の種類別指定学科》

- 学校教育法による高等学校及び専修学校の専門課程（卒業後実務経験が5年必要）
 ○同法による大学・高等専門学校及び専修学校の専門課程（専門士又は高度専門士を称するもの）
 （卒業後実務経験が3年必要）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木，鉱山土木，森林土木，砂防，治山，緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。），都市工学，衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学，建築学，機械工学，都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学，機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学，建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学，建築学，都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学，鉱山学，機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

注）法第7条第2号イ該当（指定の学科卒＋実務経験有）の技術者については，指定審査時に卒業証明書，称号授与書（写し）を提示のうえ実務経験証明書（5年又は3年）を提出してください。

《その他コード表》

項番 05 申請等の区分

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番 06 処理の区分（左側）

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度、その他12か月に満たない期間で終了した事業年度（決算期変更）について申請する場合
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度終了の日より前の日に申請する場合

項番 06 処理の区分（右側）

コード	処 理 の 種 類 ※下記に該当しない場合、コード欄は空欄
10	申請者について会社の合併が行われた場合で、合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で、合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で、譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で、譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合（以下省略）
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合

コード	処 理 の 種 類 ※下記に該当しない場合、コード欄は空欄
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で、分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で、分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番09 商号又は名称

種 類	略 号	種 類	略 号
株式会社	(株)	合同会社	(合)
特例有限会社	(有)	協同組合	(同)
合名会社	(名)	協業組合	(業)
合資会社	(資)	企業組合	(企)

項番12 主たる営業所の所在地

コード		市区町村
33	101	岡山市北区
	102	// 中区
	103	// 東区
	104	// 南区
	204	玉野市
	212	瀬戸内市
	681	吉備中央町
	211	備前市
	213	赤磐市
	346	和気町

コード		市町村
33	202	倉敷市
	208	総社市
	423	早島町
	205	笠岡市
	207	井原市
	216	浅口市
	445	里庄町
	461	矢掛町
	209	高梁市
	210	新見市

コード		市町村
33	203	津山市
	606	鏡野町
	663	久米南町
	666	美咲町
	214	真庭市
	586	新庄村
	215	美作市
	622	勝央町
	623	奈義町
	643	西粟倉村

項番20 登録経営状況分析機関番号

番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NK B	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

項番32 「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の工事の種類及び業種コード

項番82 「技術職員名簿」の業種コード

項番32	項番82	工事の種類	項番32	項番82	工事の種類	項番32	項番82	工事の種類
010	01	土木一式工事	110	11	鋼構造物工事	210	21	熱絶縁工事
011	—	プレストレストコンクリート構造物工事	111	—	鋼橋上部工事	220	22	電気通信工事
020	02	建築一式工事	120	12	鉄筋工事	230	23	造園工事
030	03	大工工事	130	13	舗装工事	240	24	さく井工事
040	04	左官工事	140	14	しゅんせつ工事	250	25	建具工事
050	05	とび・土工・コンクリート工事	150	15	板金工事	260	26	水道施設工事
051	—	法面処理工事	160	16	ガラス工事	270	27	消防施設工事
060	06	石工事	170	17	塗装工事	280	28	清掃施設工事
070	07	屋根工事	180	18	防水工事	290	29	解体工事
080	08	電気工事	190	19	内装仕上工事			
090	09	管工事	200	20	機械器具設置工事			
100	10	タイル・れんが・ブロック工事						

必ずお読みください【よくある質問】

1 全 般

(問1) 建設業許可要件となっている「経營業務の管理責任者」「営業所技術者(特定営業所技術者)」「営業所所在地」にかかる変更届出書を提出したところであり、変更手続がまだ完了していない。その場合でも、経営事項審査の申請は可能か。

(答1) 申請は可能ですが、原則、変更手続が完了した後に申請してください。指定審査日までに変更手続が完了しない場合、指定審査が保留になることがあります。

(問2) 変更届(事業年度終了報告)を提出していないが、経営事項審査の申請は可能か。

(答2) 申請は可能ですが、原則、変更届提出後に申請してください。指定審査日までに変更届の提出が無い場合、指定審査が保留になることがあります。

(問3) 経営事項審査の結果通知を受けた後に、業種の追加の許可を取得したが、同一審査基準日で追加した業種の経営事項審査を受けることは可能か。

(答3) 受審することは可能です。ただし、受審済みでP点が確定している業種にかかる申請内容は変更できません(P点に増減が生じるような変更はできません)。

また、業種追加にかかる経営事項審査の審査手数料は、追加する業種数で積算します。1業種追加の場合は11,000円、2業種追加の場合は13,500円となります。

(問4) 審査基準日後より後に一部廃業した業種について、経営事項審査の申請は可能か。

(答4) 経営事項審査は、廃業により許可を失った業種について受けることはできません。項番15「許可を受けている建設業」は、申請日時点で取得している許可の状況を記載してください。

(問5) 経営事項審査の結果通知を受けた後に、一部廃業した。廃業した業種の経営事項審査はどうなるのか。

(答5) 建設業許可の未更新や一部廃業により建設業許可を失った業種については、その時点で有していた経営事項審査の結果も無効になります。

(問6) これまで経営事項審査を受けていなかったが、このたび初めて申請する。完成工事高の計算基準区分を2年平均で考えているが、2年分必要となる確認・提示資料はあるのか。

(答6) 下記書類を2年分提示してください。

(審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度)

- ・消費税及び地方消費税の納税証明書(その1)
- ・会社の決算書
- ・事業年度終了報告書(変更届)
- ・完成工事高を確認するための資料(工事請負契約書等)

2 消費税関係

(問1) 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の税務署受付印がある控えは、税理士が管理している。指定審査の際に原本提示は必要か。

(答1) 申告書控えの原本性を確認するために原本提示が必要です。

(問2) 審査対象事業年度において、消費税及び地方消費税の免税事業者であった場合でも「納税証明書(その1)」の提示が必要か。

(答2) 免税事業者の方についても免税事業者であることを確認するため「納税証明書(その1)」の提示は必要です。(本手引P.49参照)

3 技術職員名簿

(問1) 技術職員名簿には、1人の技術者につき2業種しか記載できないが、記載していない業種の配置技術者にはなれないのか。

(答1) 技術者としての要件を満たしていれば、技術者名簿に記載していない業種であっても配置技術者になります。

(問2) 例えば管工事と水道施設工事を主に施工している建設業者に入社して10年が経過する技術職員がいる。この技術職員は、10年間で両業種ともに施工実績を有しているので、10年以上の実務経験有(有資格区分002)として両業種とも申請できるか。

(答2) 実務経験の期間は重複してカウントできないため、1業種しか申請できません。また、一度提出した実務経験証明書は変更できないため、翌年度以降に提出する実務経験証明書も同じ業種で作成することになります。

(問3) 健康保険証の発行が廃止されたが、今後の取扱いはどうなるのか。

(答3) 健康保険証の発行が令和6年12月に廃止され、令和7年12月には有効期限が切れることから、恒常的な雇用を確認する書類は、今後は原則として標準報酬決定通知書等で行うこととします。健康保険証の写しは使用できません。(本手引P. 32～33参照)

4 新規若年技術者

(問1) 若年の技術者の定義とは。

(答1) 審査基準日において満35歳未満の者。なお、満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年の技術者となり、誕生日が審査基準日の翌日の場合は対象者となりません。(※年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号))

(問2) 新規若年技術職員の定義とは。

(答2) 審査対象年内(当期事業年度開始の日の直前1年以内)に技術職員(=技術職員名簿に掲載可能)となった者で、具体的には次の2通りです。

- ・ 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年技術者
- ・ 審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6か月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年技術者

(問3) 何十年も前から建設業許可は持っていたが、経営事項審査は受けなかった法人が、今回初めて受審する。この場合、技術職員名簿の全員が新規掲載者となるか。

(答3) 『審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者』である場合は、新規若年技術職員にカウントできます。

したがって、何年も前から国家資格等を取得していて当該法人に在籍している者は新規掲載者となりません。

(問4) 個人から法人成となる場合、個人を廃業し改めて法人で許可を取得して経営事項審査を受審することになるが、個人時代に新規掲載者であった者を再度新規掲載者としてよいのか。

(答4) 直前1年以内の資格取得等の要件を満たしていれば、再度新規若年技術職員として掲載できます。

なお、法人として新規の建設業許可番号を取得していても、個人から法人成の雇用関係年数については継続されリセットされないため、個人時代から何年も在籍している者は対象となりません。

(問5) 同一人物を1年おきに記載することにより、加点基準を満たすことは虚偽申請に当たるのか。

(答5) W点での加点を目論んで、前年に記載された技術職員を恣意的に不記載とするのは虚偽申請に当たり、判明すれば処分の対象となる可能性があります。なお、同一人物が転籍・辞職・解雇等正当な理由により1年おきに記載されている場合は、加点対象となります。

(問6) 関連会社等へ転籍したため一旦当社技術職員から外れ、その後再度当社へ戻った場合等、適切な事由が認められる再掲者については新規若年技術職員として認めてられるか。

(答6) 当該業者における新規の若年技術職員という性質上、適切な事由により一旦技術職員名簿から外れ、その後技術職員名簿に再掲載されたことが明らかな若年技術職員は新規若年技術職員と認めます。ただし、評価対象となるには、6か月を超える恒常的な雇用関係があり、雇用期間を限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。(期限付きの転籍は認められない。)

5 完成工事高、工事請負契約書

(問1) 草刈りや路面清掃業務の売上げは、完成工事高に計上できるか。

(答1) 建設工事に該当しないため、完成工事高には計上できません。(建設工事以外の事業売上げは兼業事業売上高になります。)

同様に、雑木伐採、緑地管理、機械設備の保守点検、水路清掃、産廃の運搬処分、測量・試掘、路面清掃、土砂撤去、浄化槽清掃、建売住宅販売、除雪等も建設工事に該当しないので、完成工事高には計上できません。(本手引P.46参照)

(問2) 工事請負契約書又は注文書を紛失した場合、その売上は完成工事高に計上できるか。

(答2) 建設業法第19条及び虚偽申請防止の観点から、経営事項審査受審業種の完成工事高としては計上できません。「その他工事」の完成工事高に計上してください。

(問3) 工事注文書に発注者が押印していない場合、その売上は完成工事高に計上できるか。

(答3) 建設業法第19条及び虚偽申請防止の観点から、経営事項審査受審業種の完成工事高としては計上できません。「その他工事」の完成工事高に計上してください。

(問4) 注文書がファックスやメールによる場合、その売上は完成工事高に計上できるか。

(答4) 建設業法第19条及び虚偽申請防止の観点から、ファックスやメールの場合は、経営事項審査受審業種の完成工事高としては計上できません。「その他工事」の完成工事高に計上してください。

ただし、発注者がそのファックス等に改めて発注印を押印している場合や今後の契約方法を規定した双方押印による文書(協定書など)を取り交わしている場合には、経営事項審査受審業種の完成工事高へ計上することを認めます。なお、この場合において、後の紛争の原因を排除する意味から、受注内容を回答する文書(請書など)を発注者に到達させる規定の整備が必要です。

(問5) 小規模公共工事で契約書又は注文書が無い場合、その売上は完成工事高に計上できるか。

(答5) 指定審査時に本手引P.47に記載している書類を提示してください。建設工事として内容が確認できれば完成工事高への計上を認めます。

(問6) 工事の受発注が電子商取引(C I - N E T等)による場合、完成工事高にかかる確認書類として何を提示したらよいか。

(答6) 電子商取引に関する協定書(原本)と工事ごとの注文書をプリントアウトしたものを提示してください。

6 証明書関係

(問1) 「その他の審査項目(社会性等)」において指定審査時に提示を求める証明書の有効期限はあるか。

(答1) 有効期限はありませんが、審査基準日現在の確認を行うものとして原本提示を求めているものについては、審査基準日以降のものとしてください。

(問2) 消費税納税証明書(その1)の有効期限はあるか。

(答2) 消費税確定申告書が最終の申告であることを確認することを目的として、指定審査日の直近の証明書の提示を求めている、証明書発行日から3か月以内を有効期限としています。

7 その他

(問1) 指定審査完了後、完成工事高の計算基準区分を2年平均から3年平均に変更した方が有利だと気づいたのだが、変更は可能か。

(答1) 指定審査完了後は、申請者の都合によるいかなる申請内容の変更もできません。

また、「工事請負契約書が見つかったので、完成工事高を訂正したい」「技術者の資格の記載漏れがあったので追記したい」等についても、上記と同様、指定審査完了後は変更できません。

(問2) 結果通知書を紛失したが、再発行できるか。

(答2) 結果通知書の再発行はできませんが、「証明願(経営事項審査結果証明)」により、結果通知書の写しの交付が可能です。

- ・証明願の受付窓口は、県庁監理課建設業班です。

- ・証明手数料は1枚につき750円です。証明願に納付済証(シールラベル)を貼付してください。

- ・証明書は郵送でも取得可能です。その場合は、切手を貼付した返信用封筒(返送先を記入)を同封してください。

※証明書の発行は翌日以降となります。窓口での受取りを希望する場合は、発行時に連絡しますので、連絡を受けたら窓口へ受取りに来てください。

(問3) 結果通知書が届いたのだが、結果通知書の内容が申請内容と異なっている。訂正は可能か。

(答3) 行政庁側の誤りが原因である場合に限り、結果通知書を受領した日から30日以内の申し出であれば訂正が可能です。県庁監理課建設業班まで御連絡ください。

(問4) 審査結果の閲覧は可能か。

(答4) 結果通知書発行日の約30日後から経営事項審査の有効期間が満了になるまでの間、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおいて、結果通知書と同等のものが閲覧可能です。



岡山県マスコット うらっち

